

市民厚生常任委員会
令和5年12月15日
こども未来部こども政策課
議案第147～151号資料

指定管理者候補者の選定結果

こども未来部こども政策課所管の新潟市ひまわりクラブについて、令和5年8月16日より指定管理者を公募しておりましたが、以下のとおり候補者を選定しました。

| 議案 | 区分 | 施設名及び所在地 | 指定管理者（候補者） |
|------|-----|---|---|
| 147号 | 公募 | 56クラブ (別紙1「施設名および所在地(新潟市社会福祉協議会分)」のとおり) | 社会福祉法人新潟市社会福祉協議会 代表者 会長 井浦 正弘 住 所 新潟市中央区八千代1丁目3番1号 |
| 148号 | 公募 | 19クラブ (別紙2「施設名および所在地(シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社分)」のとおり) | シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表者 代表取締役 山田 智治 住 所 東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3 |
| 149号 | 公募 | 下山ひまわりクラブ 新潟市東区太平2丁目18番地8 | 社会福祉法人下山福祉会 代表者 理事長 村山 美穂子 住 所 新潟市東区太平2丁目7番地17 |
| 150号 | 公募 | 竹尾ひまわりクラブ 新潟市東区竹尾2丁目18番1号 曾野木ひまわりクラブ 新潟市江南区天野2丁目8番2号 両川ひまわりクラブ 新潟市江南区酒屋町687番地1 東曾野木ひまわりクラブ 新潟市江南区鐘木214番地1 横越ひまわりクラブ 新潟市江南区横越中央6丁目3番1号 小須戸ひまわりクラブ 新潟市秋葉区横川浜541番地1 | 新潟県ビル管理協同組合 代表者 代表理事 村上 邦一郎 住 所 新潟市中央区東大通2丁目2番18号 タチバナビル6階 |
| 151号 | 非公募 | 山の下ひまわりクラブ 新潟市東区山の下町8番55号 | 山の下地区コミュニティ協議会 代表者 会長 米田 東逸 住 所 新潟市東区古川町4番12号 |
| | 非公募 | 木戸ひまわりクラブ 新潟市東区中山4丁目2番6号 | 特定非営利活動法人新潟市木戸地域コミュニティ協議会木戸ひまわりクラブ運営委員会 代表者 理事長 長谷川 徳昭 住 所 新潟市東区中山4丁目2番6号 |
| | 非公募 | 小林ひまわりクラブ 新潟市南区浦梨215番地1 | 小林コミュニティ協議会 代表者 会長 真保 慶一 住 所 新潟市南区下木山613番地 |

| | |
|-----------------------|---|
| 施設の概要 | 児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る施設。 |
| 指定管理者 申請者 評価会議 | 委員 川嶋 哲朗（公認会計士／日本公認会計士協会東京会新潟県会） 委員 山崎 智美（社会保険労務士／新潟県社会保険労務士会） 委員 藤瀬 竜子（新潟青陵大学福祉心理子ども学部子ども発達学科教授） 委員 長谷川 瑞（新潟市小中学校PTA連合会副会長） 委員 本田 英明（新潟市放課後等デイサービス事業所ネットワーク会長） |
| 指定期間（予定） | 令和6年4月1日～令和11年3月31日 |
| 選定理由 | <p>選定にあたっては、地域で子育てを支援する環境を育むため、地域コミュニティ協議会が指定管理者となるクラブは非公募、その他のクラブは公募とし、5年間の指定管理期間で指定管理者を募集した。</p> <p>地域コミュニティ協議会からは3団体から3クラブ、その他公募対象クラブには8団体から82クラブについて応募があった。</p> <p>8団体について、新潟市ひまわりクラブ指定管理者申請者評価会議において、選定基準に基づき「基本方針」、「運営組織」、「運営全般」、「危機・維持管理」の4点を選定基準に評価を行った。その後、評価会議における各委員からのご意見、評価結果を参考に総合的に検討した結果、指定管理者候補者として4団体を選定した。</p> <p>非公募である山の下、木戸、小林ひまわりクラブについては、各地域コミュニティ協議会にこれまでの実績を踏まえ、引き続き指定管理者候補者として選定することとした。</p> <p>なお、候補者選定の参考とした評価会議における評価結果は、別表のとおりである。</p> |
| 現在の指定管理状況との主な変更点 | 入退室管理システムの活用、昼食が必要となる開所（長期休暇等）時の食事の提供、安全計画・業務継続計画に沿った運営、ふれあいスクールとの積極的連携 |
| 総合実績評価による加減点（公募クラブのみ） | 現在の指定管理者が、次期指定管理者の選定に再度申請した場合、現指定期間における管理運営の実績評価に応じた加減点を行うもの。 |
| スケジュール | 第1回評価会議 8月8日 ※仕様書・選定基準・目標管理型評価項目の決定 公募要項等配布 8月16日～ 公募説明会 8月23日 質問受付 8月16日～29日 応募受付 8月16日～9月25日 第2回評価会議 10月16日 第3回評価会議 10月30日 今後、市議会12月定例会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される。 |
| 所管部署 （問い合わせ先） | こども未来部 こども政策課 育成支援グループ TEL：025-226-1197（直通） E-mail：mirai@city.niigata.lg.jp |

別紙1 施設名及び所在地（社会福祉法人新潟市社会福祉協議会 分）

| 施設名 | 所在地 |
|-------------|----------------------|
| 松浜ひまわりクラブ | 新潟市北区松浜7丁目3641番地2 |
| 太夫浜ひまわりクラブ | 新潟市北区太夫浜2045番地2 |
| 早通南ひまわりクラブ | 新潟市北区須戸1丁目1番地1 |
| 木崎ひまわりクラブ | 新潟市北区木崎2973番地 |
| 葛塚東ひまわりクラブ | 新潟市北区朝日町4丁目1番7号 |
| 桃山ひまわりクラブ | 新潟市東区桃山町2丁目204番地 |
| 東中野山ひまわりクラブ | 新潟市東区猿ヶ馬場9番地 |
| 大形ひまわりクラブ | 新潟市東区大形本町2丁目8番11号 |
| 東山の下ひまわりクラブ | 新潟市東区藤見町1丁目3番41号 |
| 江南ひまわりクラブ | 新潟市東区江南5丁目1番地1 |
| 牡丹山ひまわりクラブ | 新潟市東区上木戸3丁目14番30号 |
| 南中野山ひまわりクラブ | 新潟市東区中野山863番地1 |
| 鏡淵ひまわりクラブ | 新潟市中央区白山浦2丁目180番地3 |
| 日和山ひまわりクラブ | 新潟市中央区栄町3丁目5930番地2 |
| 白山ひまわりクラブ | 新潟市中央区川端町1丁目1番地 |
| 女池ひまわりクラブ | 新潟市中央区女池5丁目2番46号 |
| 有明台ひまわりクラブ | 新潟市中央区有明台4番1号 |
| 万代長嶺ひまわりクラブ | 新潟市中央区東万代町4番1号 |
| 沼垂ひまわりクラブ | 新潟市中央区鏡が岡5番5号 |
| 山潟ひまわりクラブ | 新潟市中央区弁天橋通3丁目4番1号 |
| 桜が丘ひまわりクラブ | 新潟市中央区姥ヶ山6丁目1番21号 |
| 浜浦ひまわりクラブ | 新潟市中央区関屋昭和町3丁目148番地1 |
| 南万代ひまわりクラブ | 新潟市中央区幸西4丁目1番1号 |
| 上所ひまわりクラブ | 新潟市中央区近江3丁目2番1号 |
| 鳥屋野ひまわりクラブ | 新潟市中央区鳥屋野3丁目2番1号 |
| 笹口ひまわりクラブ | 新潟市中央区笹口2番47号 |
| 上山ひまわりクラブ | 新潟市中央区女池上山1丁目1番1号 |
| 丸山ひまわりクラブ | 新潟市江南区丸山300番地 |
| 大淵ひまわりクラブ | 新潟市江南区大淵1760番地1 |
| 亀田ひまわりクラブ | 新潟市江南区亀田新明町1丁目2番29号 |
| 亀田西ひまわりクラブ | 新潟市江南区亀田緑町1丁目2番6号 |
| 早通ひまわりクラブ | 新潟市江南区早通5丁目7番2号 |
| 新津第一ひまわりクラブ | 新潟市秋葉区新津本町4丁目4番3号 |
| 新津第三ひまわりクラブ | 新潟市秋葉区山谷町3丁目4785番地 |
| 矢代田ひまわりクラブ | 新潟市秋葉区矢代田5596番地 |
| 金津ひまわりクラブ | 新潟市秋葉区古津88番地 |
| 根岸ひまわりクラブ | 新潟市南区山崎興野2288番地 |
| 味方ひまわりクラブ | 新潟市南区吉江370番地 |

別紙1 続き（施設名及び所在地（社会福祉法人新潟市社会福祉協議会 分））

| 施設名 | 所在地 |
|-------------|----------------------|
| 小針ひまわりクラブ | 新潟市西区小針2丁目36番1号 |
| 新通ひまわりクラブ | 新潟市西区坂井東6丁目18番1号 |
| 五十嵐ひまわりクラブ | 新潟市西区五十嵐東2丁目5829番地12 |
| 東青山ひまわりクラブ | 新潟市西区青山261番地1 |
| 山田ひまわりクラブ | 新潟市西区山田2781番地2 |
| 立仏ひまわりクラブ | 新潟市西区立仏950番地 |
| 大野ひまわりクラブ | 新潟市西区大野町3140番地乙 |
| 黒崎南ひまわりクラブ | 新潟市西区木場911番地1 |
| 赤塚ひまわりクラブ | 新潟市西区赤塚2783番地2 |
| 和納ひまわりクラブ | 新潟市西蒲区和納1212番地 |
| 岩室ひまわりクラブ | 新潟市西蒲区西長島510番地 |
| 鎧郷ひまわりクラブ | 新潟市西蒲区天竺堂412番地4 |
| 曾根ひまわりクラブ | 新潟市西蒲区曾根750番地 |
| 升潟ひまわりクラブ | 新潟市西蒲区升潟2236番地1 |
| 中之口東ひまわりクラブ | 新潟市西蒲区小吉1100番地 |
| 巻北ひまわりクラブ | 新潟市西蒲区竹野町163番地 |
| 漆山ひまわりクラブ | 新潟市西蒲区馬堀4515番地 |
| 松野尾ひまわりクラブ | 新潟市西蒲区松野尾690番地 |

別紙2 施設名及び所在地（シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 分）

| 施設名 | 所在地 |
|--------------|---------------------------|
| 濁川ひまわりクラブ | 新潟市北区濁川 284 番地 |
| 葛塚ひまわりクラブ | 新潟市北区川西 3 丁目 4 番 2 号 |
| 中野山ひまわりクラブ | 新潟市東区中野山 5 丁目 5 番 2 号 |
| 関屋ひまわりクラブ | 新潟市中央区関屋下川原町 2 丁目 664 番地 |
| 新潟ひまわりクラブ | 新潟市中央区西大畑町 617 番地 |
| 紫竹山ひまわりクラブ | 新潟市中央区米山 4 丁目 12 番 20 号 |
| 亀田東ひまわりクラブ | 新潟市江南区亀田水道町 4 丁目 1 番 48 号 |
| 白根ひまわりクラブ | 新潟市南区白根 1372 番地 |
| 臼井ひまわりクラブ | 新潟市南区臼井 4483 番地 |
| 月潟ひまわりクラブ | 新潟市南区月潟 1417 番地 |
| 真砂ひまわりクラブ | 新潟市西区真砂 4 丁目 9 番 30 号 |
| 新通つばさひまわりクラブ | 新潟市西区大野 137 番地 |
| 西内野ひまわりクラブ | 新潟市西区内野上新町 11821 番地 4 |
| 内野ひまわりクラブ | 新潟市西区内野山手 2 丁目 18 番 36 号 |
| 坂井輪ひまわりクラブ | 新潟市西区坂井東 1 丁目 2 番 2 号 |
| 坂井東ひまわりクラブ | 新潟市西区坂井東 5 丁目 17 番 1 号 |
| 潟東ひまわりクラブ | 新潟市西蒲区三方 250 番地 |
| 中之口西ひまわりクラブ | 新潟市西蒲区打越甲 244 番地 |
| 巻南ひまわりクラブ | 新潟市西蒲区堀山新田 1301 番地 |

市民厚生常任委員会
令和5年12月15日
こども未来部こども政策課
議案第147～151号
参 考 資 料

新潟市ひまわりクラブ指定管理者 応募者一覧

【公募】

| | 団体名 | 所在地 | 代表者 |
|---|-----------------------------|---------------------------------|--------------|
| 1 | 社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 | 新潟市中央区八千代1丁目3番1号 | 会長 井浦 正弘 |
| 2 | シダックス大新東 ヒューマンサービス株式会社 | 東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3 | 代表取締役 山田 智治 |
| 3 | 社会福祉法人 下山福祉会 | 新潟市東区太平2丁目7番地17 | 理事長 村山 美穂子 |
| 4 | 新潟県ビル管理協同組合 | 新潟市中央区東大通2丁目2番18号 タチバナビル6階 | 代表理事 村上 邦一郎 |
| 5 | 社会福祉法人 新潟南福祉会 | 新潟市西蒲区称名825番地 | 理事長 浅妻 茂行 |
| 6 | 株式会社 光 | 新潟市北区太夫浜2044-1 | 代表取締役 日比野 則彦 |
| 7 | 労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団 | 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル 7F | 代表理事 田嶋 羊子 |
| 8 | 株式会社 Dream Advance | 新潟市西区坂井砂山2丁目15番3号 | 代表取締役 喜多村 哲平 |

【非公募】

| | 団体名 | 所在地 | 代表者 |
|---|---|----------------|------------|
| 1 | 山の下地区コミュニティ協議会 | 新潟市東区古川町4番12号 | 会長 米田 東逸 |
| 2 | NPO法人新潟市木戸地域コミュニティ協議会 木戸ひまわりクラブ運営委員会 | 新潟市東区中山4丁目2番6号 | 理事長 長谷川 徳昭 |
| 3 | 小林コミュニティ協議会 | 新潟市南区下木山613番地 | 会長 真保 慶一 |

クラブごとの評価結果

別表1 山の下ひまわりクラブ（評価結果）

| 選定基準・評価項目 | | 配点 | 候補者 |
|------------|--|------|-------|
| 1 基本方針 | | 15点 | 10.6 |
| | 指定管理者に応募した動機・市の施策（施設の設置目的）に対する理解 | 5点 | 3.6 |
| | 運営にあたる理念及び基本方針 | 5点 | 3.6 |
| | 類似業務の運営実績 | 5点 | 3.4 |
| 2 運営組織 | | 40点 | 25.4 |
| | 職員数、資格要件を含む職員体制 | 5点 | 3.4 |
| | 勤務体制及び考え方 | 5点 | 3.4 |
| | ワークライフバランスの推進や誰もが働きやすい職場環境づくりへの取り組み | 10点 | 6.2 |
| | 職員の人材確保（主に市内居住者の雇用確保）の方法 | 5点 | 3 |
| | 職員の資質向上のための育成、研修に対する考え方及び内容 | 10点 | 6.4 |
| | 個人情報の保護やコンプライアンスの取り組み | 5点 | 3 |
| 3 運営全般 | | 70点 | 46 |
| | 児童の発達段階に応じた健全育成などの運営全般に対する考え方及び支援内容 | 10点 | 6.6 |
| | 利用者の平等な利用の確保及びサービス向上のための具体的な取り組み（利用者ニーズの反映、独創的・魅力的な事業展開・自主事業の内容） | 10点 | 6.4 |
| | 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギー・虐待など）に対する支援 | 10点 | 6.6 |
| | 保護者との連携及び保護者への支援（保護者負担の軽減など） | 10点 | 6.2 |
| | 学校・地域との積極的連携 | 10点 | 7 |
| | 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応 | 10点 | 6.8 |
| | 効率的な運営による経費削減のための工夫 | 5点 | 3.2 |
| | 事業計画の具体性及び実現性 | 5点 | 3.2 |
| 4 危機・維持管理 | | 25点 | 18.6 |
| | 事故防止、防災・防犯に対する考え方と対処方法、虐待の見逃し防止のための措置 | 10点 | 7.6 |
| | 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制 | 10点 | 7.6 |
| | 施設管理に関する考え方及び内容 | 5点 | 3.4 |
| 合計 | | 150点 | 100.6 |
| 【参考】100点換算 | | 100点 | 67.1 |

※点数は評価会議の委員5名の平均

クラブごとの評価結果

別表2 木戸ひまわりクラブ（評価結果）

| 選定基準・評価項目 | | 配点 | 候補者 |
|------------|--|------|-------|
| 1 基本方針 | | 15点 | 11.6 |
| | 指定管理者に応募した動機・市の施策（施設の設置目的）に対する理解 | 5点 | 3.8 |
| | 運営にあたる理念及び基本方針 | 5点 | 4 |
| | 類似業務の運営実績 | 5点 | 3.8 |
| 2 運営組織 | | 40点 | 27.6 |
| | 職員数、資格要件を含む職員体制 | 5点 | 3.8 |
| | 勤務体制及び考え方 | 5点 | 3.8 |
| | ワークライフバランスの推進や誰もが働きやすい職場環境づくりへの取り組み | 10点 | 6.4 |
| | 職員の人材確保（主に市内居住者の雇用確保）の方法 | 5点 | 3.6 |
| | 職員の資質向上のための育成、研修に対する考え方及び内容 | 10点 | 6.8 |
| | 個人情報の保護やコンプライアンスの取り組み | 5点 | 3.2 |
| 3 運営全般 | | 70点 | 51.8 |
| | 児童の発達段階に応じた健全育成などの運営全般に対する考え方及び支援内容 | 10点 | 7.8 |
| | 利用者の平等な利用の確保及びサービス向上のための具体的な取り組み（利用者ニーズの反映、独創的・魅力的な事業展開・自主事業の内容） | 10点 | 7.2 |
| | 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギー・虐待など）に対する支援 | 10点 | 7.8 |
| | 保護者との連携及び保護者への支援（保護者負担の軽減など） | 10点 | 7.6 |
| | 学校・地域との積極的連携 | 10点 | 8 |
| | 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応 | 10点 | 6.8 |
| | 効率的な運営による経費削減のための工夫 | 5点 | 3.2 |
| | 事業計画の具体性及び実現性 | 5点 | 3.4 |
| 4 危機・維持管理 | | 25点 | 19.4 |
| | 事故防止、防災・防犯に対する考え方と対処方法、虐待の見逃し防止のための措置 | 10点 | 7.6 |
| | 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制 | 10点 | 8.2 |
| | 施設管理に関する考え方及び内容 | 5点 | 3.6 |
| 合計 | | 150点 | 110.4 |
| 【参考】100点換算 | | 100点 | 73.6 |

※点数は評価会議の委員5名の平均

クラブごとの評価結果

別表3 小林ひまわりクラブ（評価結果）

| 選定基準・評価項目 | | 配点 | 候補者 |
|------------|--|------|-------|
| 1 基本方針 | | 15点 | 12 |
| | 指定管理者に応募した動機・市の施策（施設の設置目的）に対する理解 | 5点 | 4 |
| | 運営にあたる理念及び基本方針 | 5点 | 4.2 |
| | 類似業務の運営実績 | 5点 | 3.8 |
| 2 運営組織 | | 40点 | 26.2 |
| | 職員数、資格要件を含む職員体制 | 5点 | 3.6 |
| | 勤務体制及び考え方 | 5点 | 3.6 |
| | ワークライフバランスの推進や誰もが働きやすい職場環境づくりへの取り組み | 10点 | 6.4 |
| | 職員の人材確保（主に市内居住者の雇用確保）の方法 | 5点 | 3.2 |
| | 職員の資質向上のための育成、研修に対する考え方及び内容 | 10点 | 6.2 |
| | 個人情報の保護やコンプライアンスの取り組み | 5点 | 3.2 |
| 3 運営全般 | | 70点 | 49.8 |
| | 児童の発達段階に応じた健全育成などの運営全般に対する考え方及び支援内容 | 10点 | 7.4 |
| | 利用者の平等な利用の確保及びサービス向上のための具体的な取り組み（利用者ニーズの反映、独創的・魅力的な事業展開・自主事業の内容） | 10点 | 6.8 |
| | 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギー・虐待など）に対する支援 | 10点 | 7 |
| | 保護者との連携及び保護者への支援（保護者負担の軽減など） | 10点 | 6.4 |
| | 学校・地域との積極的連携 | 10点 | 8.4 |
| | 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応 | 10点 | 6.8 |
| | 効率的な運営による経費削減のための工夫 | 5点 | 3.2 |
| | 事業計画の具体性及び実現性 | 5点 | 3.8 |
| 4 危機・維持管理 | | 25点 | 16.4 |
| | 事故防止、防災・防犯に対する考え方と対処方法、虐待の見逃し防止のための措置 | 10点 | 6.4 |
| | 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制 | 10点 | 6.2 |
| | 施設管理に関する考え方及び内容 | 5点 | 3.8 |
| 合計 | | 150点 | 104.4 |
| 【参考】100点換算 | | 100点 | 69.6 |

※点数は評価会議の委員5名の平均

クラブごとの評価結果

別表4 下山ひまわりクラブ（評価結果）

| 選定基準・評価項目 | | 配点 | 候補者 |
|--------------|--|------|-------|
| 1 基本方針 | | 15点 | 11.8 |
| | 指定管理者に応募した動機・市の施策（施設の設置目的）に対する理解 | 5点 | 3.8 |
| | 運営にあたる理念及び基本方針 | 5点 | 4 |
| | 類似業務の運営実績 | 5点 | 4 |
| 2 運営組織 | | 40点 | 27.2 |
| | 職員数、資格要件を含む職員体制 | 5点 | 4 |
| | 勤務体制及び考え方 | 5点 | 3.8 |
| | ワークライフバランスの推進や誰もが働きやすい職場環境づくりへの取り組み | 10点 | 7.6 |
| | 職員の人材確保（主に市内居住者の雇用確保）の方法 | 5点 | 3.2 |
| | 職員の資質向上のための育成、研修に対する考え方及び内容 | 10点 | 5.4 |
| | 個人情報の保護やコンプライアンスの取り組み | 5点 | 3.2 |
| 3 運営全般 | | 70点 | 48.8 |
| | 児童の発達段階に応じた健全育成などの運営全般に対する考え方及び支援内容 | 10点 | 7.6 |
| | 利用者の平等な利用の確保及びサービス向上のための具体的な取り組み（利用者ニーズの反映、独創的・魅力的な事業展開・自主事業の内容） | 10点 | 7.2 |
| | 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギー・虐待など）に対する支援 | 10点 | 6.8 |
| | 保護者との連携及び保護者への支援（保護者負担の軽減など） | 10点 | 7.8 |
| | 学校・地域との積極的連携 | 10点 | 6.4 |
| | 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応 | 10点 | 6.4 |
| | 効率的な運営による経費削減のための工夫 | 5点 | 3.2 |
| | 事業計画の具体性及び実現性 | 5点 | 3.4 |
| 4 危機・維持管理 | | 25点 | 16.8 |
| | 事故防止、防災・防犯に対する考え方と対処方法、虐待の見逃し防止のための措置 | 10点 | 6.8 |
| | 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制 | 10点 | 6.8 |
| | 施設管理に関する考え方及び内容 | 5点 | 3.2 |
| 合計 | | 150点 | 104.6 |
| 総合実績評価による加減点 | | - | 4.5 |
| 合計 | | 150点 | 109.1 |
| 【参考】100点換算 | | 100点 | 70.6 |

※点数は評価会議の委員5名の平均

クラブごとの評価結果

別表5 中野山ひまわりクラブ、新潟ひまわりクラブ、紫竹山ひまわりクラブ、内野ひまわりクラブ、潟東ひまわりクラブ、中之口西ひまわりクラブ、巻南ひまわりクラブ

| 選定基準・評価項目 | | 配点 | 候補者 |
|--------------|--|-------|-------|
| 1 基本方針 | | 15 点 | 12.8 |
| | 指定管理者に応募した動機・市の施策（施設の設置目的）に対する理解 | 5 点 | 4.4 |
| | 運営にあたる理念及び基本方針 | 5 点 | 4.4 |
| | 類似業務の運営実績 | 5 点 | 4 |
| 2 運営組織 | | 40 点 | 32.6 |
| | 職員数、資格要件を含む職員体制 | 5 点 | 4.2 |
| | 勤務体制及び考え方 | 5 点 | 4 |
| | ワークライフバランスの推進や誰もが働きやすい職場環境づくりへの取り組み | 10 点 | 7.2 |
| | 職員の人材確保（主に市内居住者の雇用確保）の方法 | 5 点 | 4.4 |
| | 職員の資質向上のための育成、研修に対する考え方及び内容 | 10 点 | 8.8 |
| | 個人情報の保護やコンプライアンスの取り組み | 5 点 | 4 |
| 3 運営全般 | | 70 点 | 57.6 |
| | 児童の発達段階に応じた健全育成などの運営全般に対する考え方及び支援内容 | 10 点 | 8.6 |
| | 利用者の平等な利用の確保及びサービス向上のための具体的な取り組み（利用者ニーズの反映、独創的・魅力的な事業展開・自主事業の内容） | 10 点 | 8.8 |
| | 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギー・虐待など）に対する支援 | 10 点 | 8.4 |
| | 保護者との連携及び保護者への支援（保護者負担の軽減など） | 10 点 | 8.4 |
| | 学校・地域との積極的連携 | 10 点 | 8 |
| | 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応 | 10 点 | 7.6 |
| | 効率的な運営による経費削減のための工夫 | 5 点 | 3.8 |
| | 事業計画の具体性及び実現性 | 5 点 | 4 |
| 4 危機・維持管理 | | 25 点 | 20.4 |
| | 事故防止、防災・防犯に対する考え方と対処方法、虐待の見逃し防止のための措置 | 10 点 | 8.6 |
| | 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制 | 10 点 | 8.2 |
| | 施設管理に関する考え方及び内容 | 5 点 | 3.6 |
| 合計 | | 150 点 | 123.4 |
| 総合実績評価による加減点 | | - | 4.5 |
| 合計 | | 150 点 | 127.9 |
| 【参考】100 点換算 | | 100 点 | 82.8 |

※点数は評価会議の委員5名の平均

クラブごとの評価結果

別表6 竹尾ひまわりクラブ、東曾野木ひまわりクラブ、曾野木ひまわりクラブ、両川ひまわりクラブ、横越ひまわりクラブ、小須戸ひまわりクラブ

| 選定基準・評価項目 | | 配点 | 候補者 |
|--------------|--|------|-------|
| 1 基本方針 | | 15点 | 11 |
| | 指定管理者に応募した動機・市の施策（施設の設置目的）に対する理解 | 5点 | 3.6 |
| | 運営にあたる理念及び基本方針 | 5点 | 3.6 |
| | 類似業務の運営実績 | 5点 | 3.8 |
| 2 運営組織 | | 40点 | 28 |
| | 職員数、資格要件を含む職員体制 | 5点 | 3.8 |
| | 勤務体制及び考え方 | 5点 | 3.6 |
| | ワークライフバランスの推進や誰もが働きやすい職場環境づくりへの取り組み | 10点 | 6.8 |
| | 職員の人材確保（主に市内居住者の雇用確保）の方法 | 5点 | 4 |
| | 職員の資質向上のための育成、研修に対する考え方及び内容 | 10点 | 6.2 |
| | 個人情報の保護やコンプライアンスの取り組み | 5点 | 3.6 |
| 3 運営全般 | | 70点 | 48.2 |
| | 児童の発達段階に応じた健全育成などの運営全般に対する考え方及び支援内容 | 10点 | 6.8 |
| | 利用者の平等な利用の確保及びサービス向上のための具体的な取り組み（利用者ニーズの反映、独創的・魅力的な事業展開・自主事業の内容） | 10点 | 6.8 |
| | 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギー・虐待など）に対する支援 | 10点 | 7.4 |
| | 保護者との連携及び保護者への支援（保護者負担の軽減など） | 10点 | 7.2 |
| | 学校・地域との積極的連携 | 10点 | 6.8 |
| | 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応 | 10点 | 6.6 |
| | 効率的な運営による経費削減のための工夫 | 5点 | 3 |
| | 事業計画の具体性及び実現性 | 5点 | 3.6 |
| 4 危機・維持管理 | | 25点 | 18.8 |
| | 事故防止、防災・防犯に対する考え方と対処方法、虐待の見逃し防止のための措置 | 10点 | 7.6 |
| | 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制 | 10点 | 7.6 |
| | 施設管理に関する考え方及び内容 | 5点 | 3.6 |
| 合計 | | 150点 | 106 |
| 総合実績評価による加減点 | | - | 4.5 |
| 合計 | | 150点 | 110.5 |
| 【参考】100点換算 | | 100点 | 71.5 |

※点数は評価会議の委員5名の平均

クラブごとの評価結果

別表7 木崎ひまわりクラブ、桃山ひまわりクラブ、東中野山ひまわりクラブ、大形ひまわりクラブ、東山の下ひまわりクラブ、江南ひまわりクラブ、牡丹山ひまわりクラブ、南中野山ひまわりクラブ、鏡淵ひまわりクラブ、日和山ひまわりクラブ、白山ひまわりクラブ、女池ひまわりクラブ、有明台ひまわりクラブ、山潟ひまわりクラブ、桜が丘ひまわりクラブ、浜浦ひまわりクラブ、南万代ひまわりクラブ、上所ひまわりクラブ、鳥屋野ひまわりクラブ、笹口ひまわりクラブ、上山ひまわりクラブ、亀田ひまわりクラブ、新津第一ひまわりクラブ、新津第三ひまわりクラブ、矢代田ひまわりクラブ、金津ひまわりクラブ、山田ひまわりクラブ、立仏ひまわりクラブ、大野ひまわりクラブ、黒崎南ひまわりクラブ、和納ひまわりクラブ、岩室ひまわりクラブ、鎧郷ひまわりクラブ、曾根ひまわりクラブ、升潟ひまわりクラブ、中之口東ひまわりクラブ、巻北ひまわりクラブ、漆山ひまわりクラブ、松野尾ひまわりクラブ

| 選定基準・評価項目 | | 配点 | 候補者 |
|--------------|--|------|-------|
| 1 基本方針 | | 15点 | 12.8 |
| | 指定管理者に応募した動機・市の施策（施設の設置目的）に対する理解 | 5点 | 4.6 |
| | 運営にあたる理念及び基本方針 | 5点 | 4 |
| | 類似業務の運営実績 | 5点 | 4.2 |
| 2 運営組織 | | 40点 | 30.2 |
| | 職員数、資格要件を含む職員体制 | 5点 | 4 |
| | 勤務体制及び考え方 | 5点 | 3.8 |
| | ワークライフバランスの推進や誰もが働きやすい職場環境づくりへの取り組み | 10点 | 6.4 |
| | 職員の人材確保（主に市内居住者の雇用確保）の方法 | 5点 | 3.8 |
| | 職員の資質向上のための育成、研修に対する考え方及び内容 | 10点 | 8 |
| | 個人情報保護の保護やコンプライアンスの取り組み | 5点 | 4.2 |
| 3 運営全般 | | 70点 | 54 |
| | 児童の発達段階に応じた健全育成などの運営全般に対する考え方及び支援内容 | 10点 | 8 |
| | 利用者の平等な利用の確保及びサービス向上のための具体的な取り組み（利用者ニーズの反映、独創的・魅力的な事業展開・自主事業の内容） | 10点 | 8 |
| | 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギー・虐待など）に対する支援 | 10点 | 7.6 |
| | 保護者との連携及び保護者への支援（保護者負担の軽減など） | 10点 | 8.6 |
| | 学校・地域との積極的連携 | 10点 | 7.8 |
| | 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応 | 10点 | 6.8 |
| | 効率的な運営による経費削減のための工夫 | 5点 | 3.2 |
| | 事業計画の具体性及び実現性 | 5点 | 4 |
| 4 危機・維持管理 | | 25点 | 22.4 |
| | 事故防止、防災・防犯に対する考え方と対処方法、虐待の見逃し防止のための措置 | 10点 | 9.2 |
| | 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制 | 10点 | 9.2 |
| | 施設管理に関する考え方及び内容 | 5点 | 4 |
| 合計 | | 150点 | 119.4 |
| 総合実績評価による加減点 | | - | 4.5 |
| 合計 | | 150点 | 123.9 |
| 【参考】100点換算 | | 100点 | 80.2 |

※点数は評価会議の委員5名の平均

クラブごとの評価結果

別表8 松浜ひまわりクラブ、太夫浜ひまわりクラブ

| 選定基準・評価項目 | | 配点 | 候補者 | A |
|--------------|--|------|-------|------|
| 1 基本方針 | | 15点 | 12.8 | 11 |
| | 指定管理者に応募した動機・市の施策（施設の設置目的）に対する理解 | 5点 | 4.6 | 3.6 |
| | 運営にあたる理念及び基本方針 | 5点 | 4 | 3.8 |
| | 類似業務の運営実績 | 5点 | 4.2 | 3.6 |
| 2 運営組織 | | 40点 | 30.2 | 26.4 |
| | 職員数、資格要件を含む職員体制 | 5点 | 4 | 3.8 |
| | 勤務体制及び考え方 | 5点 | 3.8 | 3.8 |
| | ワークライフバランスの推進や誰もが働きやすい職場環境づくりへの取り組み | 10点 | 6.4 | 6.6 |
| | 職員の人材確保（主に市内居住者の雇用確保）の方法 | 5点 | 3.8 | 3.6 |
| | 職員の資質向上のための育成、研修に対する考え方及び内容 | 10点 | 8 | 5.8 |
| | 個人情報の保護やコンプライアンスの取り組み | 5点 | 4.2 | 2.8 |
| 3 運営全般 | | 70点 | 54 | 43.8 |
| | 児童の発達段階に応じた健全育成などの運営全般に対する考え方及び支援内容 | 10点 | 8 | 7.4 |
| | 利用者の平等な利用の確保及びサービス向上のための具体的な取り組み（利用者ニーズの反映、独創的・魅力的な事業展開・自主事業の内容） | 10点 | 8 | 6.8 |
| | 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギー・虐待など）に対する支援 | 10点 | 7.6 | 6.6 |
| | 保護者との連携及び保護者への支援（保護者負担の軽減など） | 10点 | 8.6 | 5.6 |
| | 学校・地域との積極的連携 | 10点 | 7.8 | 6.2 |
| | 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応 | 10点 | 6.8 | 5.6 |
| | 効率的な運営による経費削減のための工夫 | 5点 | 3.2 | 3 |
| | 事業計画の具体性及び実現性 | 5点 | 4 | 2.6 |
| 4 危機・維持管理 | | 25点 | 22.4 | 16.8 |
| | 事故防止、防災・防犯に対する考え方と対処方法、虐待の見逃し防止のための措置 | 10点 | 9.2 | 6.8 |
| | 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制 | 10点 | 9.2 | 6.8 |
| | 施設管理に関する考え方及び内容 | 5点 | 4 | 3.2 |
| 合計 | | 150点 | 119.4 | 98 |
| 総合実績評価による加減点 | | - | 4.5 | - |
| 合計 | | 150点 | 123.9 | 98.0 |
| 【参考】100点換算 | | 100点 | 80.2 | 63.4 |

※点数は評価会議の委員5名の平均

クラブごとの評価結果

別表9 葛塚ひまわりクラブ、亀田東ひまわりクラブ

| 選定基準・評価項目 | | 配点 | 候補者 | A |
|--------------|--|------|-------|-------|
| 1 基本方針 | | 15点 | 12.8 | 12.8 |
| | 指定管理者に応募した動機・市の施策（施設の設置目的）に対する理解 | 5点 | 4.4 | 4.2 |
| | 運営にあたる理念及び基本方針 | 5点 | 4.4 | 4.4 |
| | 類似業務の運営実績 | 5点 | 4 | 4.2 |
| 2 運営組織 | | 40点 | 32.6 | 30.6 |
| | 職員数、資格要件を含む職員体制 | 5点 | 4.2 | 4.2 |
| | 勤務体制及び考え方 | 5点 | 4 | 3.8 |
| | ワークライフバランスの推進や誰もが働きやすい職場環境づくりへの取り組み | 10点 | 7.2 | 7 |
| | 職員の人材確保（主に市内居住者の雇用確保）の方法 | 5点 | 4.4 | 3.2 |
| | 職員の資質向上のための育成、研修に対する考え方及び内容 | 10点 | 8.8 | 8.4 |
| | 個人情報の保護やコンプライアンスの取り組み | 5点 | 4 | 4 |
| 3 運営全般 | | 70点 | 57.6 | 55.2 |
| | 児童の発達段階に応じた健全育成などの運営全般に対する考え方及び支援内容 | 10点 | 8.6 | 8.8 |
| | 利用者の平等な利用の確保及びサービス向上のための具体的な取り組み（利用者ニーズの反映、独創的・魅力的な事業展開・自主事業の内容） | 10点 | 8.8 | 7.8 |
| | 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギー・虐待など）に対する支援 | 10点 | 8.4 | 8 |
| | 保護者との連携及び保護者への支援（保護者負担の軽減など） | 10点 | 8.4 | 8.4 |
| | 学校・地域との積極的連携 | 10点 | 8 | 8.2 |
| | 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応 | 10点 | 7.6 | 6.8 |
| | 効率的な運営による経費削減のための工夫 | 5点 | 3.8 | 3.2 |
| | 事業計画の具体性及び実現性 | 5点 | 4 | 4 |
| 4 危機・維持管理 | | 25点 | 20.4 | 19.6 |
| | 事故防止、防災・防犯に対する考え方と対処方法、虐待の見逃し防止のための措置 | 10点 | 8.6 | 8 |
| | 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制 | 10点 | 8.2 | 8 |
| | 施設管理に関する考え方及び内容 | 5点 | 3.6 | 3.6 |
| 合計 | | 150点 | 123.4 | 118.2 |
| 総合実績評価による加減点 | | - | 4.5 | - |
| 合計 | | 150点 | 127.9 | 118.2 |
| 【参考】100点換算 | | 100点 | 82.8 | 76.5 |

※点数は評価会議の委員5名の平均

※Aの申請者は欠格要件に該当となったため失格

クラブごとの評価結果

別表10 白根ひまわりクラブ

| 選定基準・評価項目 | | 配点 | 候補者 | A |
|--------------|--|------|-------|-------|
| 1 基本方針 | | 15点 | 12.8 | 12.8 |
| | 指定管理者に応募した動機・市の施策（施設の設置目的）に対する理解 | 5点 | 4.4 | 4.2 |
| | 運営にあたる理念及び基本方針 | 5点 | 4.4 | 4.4 |
| | 類似業務の運営実績 | 5点 | 4 | 4.2 |
| 2 運営組織 | | 40点 | 32.6 | 30.6 |
| | 職員数、資格要件を含む職員体制 | 5点 | 4.2 | 4.2 |
| | 勤務体制及び考え方 | 5点 | 4 | 3.8 |
| | ワークライフバランスの推進や誰もが働きやすい職場環境づくりへの取り組み | 10点 | 7.2 | 7 |
| | 職員の人材確保（主に市内居住者の雇用確保）の方法 | 5点 | 4.4 | 3.2 |
| | 職員の資質向上のための育成、研修に対する考え方及び内容 | 10点 | 8.8 | 8.4 |
| | 個人情報の保護やコンプライアンスの取り組み | 5点 | 4 | 4 |
| 3 運営全般 | | 70点 | 57.6 | 55.2 |
| | 児童の発達段階に応じた健全育成などの運営全般に対する考え方及び支援内容 | 10点 | 8.6 | 8.8 |
| | 利用者の平等な利用の確保及びサービス向上のための具体的な取り組み（利用者ニーズの反映、独創的・魅力的な事業展開・自主事業の内容） | 10点 | 8.8 | 7.8 |
| | 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギー・虐待など）に対する支援 | 10点 | 8.4 | 8 |
| | 保護者との連携及び保護者への支援（保護者負担の軽減など） | 10点 | 8.4 | 8.4 |
| | 学校・地域との積極的連携 | 10点 | 8 | 8.2 |
| | 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応 | 10点 | 7.6 | 6.8 |
| | 効率的な運営による経費削減のための工夫 | 5点 | 3.8 | 3.2 |
| | 事業計画の具体性及び実現性 | 5点 | 4 | 4 |
| 4 危機・維持管理 | | 25点 | 20.4 | 19.6 |
| | 事故防止、防災・防犯に対する考え方と対処方法、虐待の見逃し防止のための措置 | 10点 | 8.6 | 8 |
| | 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制 | 10点 | 8.2 | 8 |
| | 施設管理に関する考え方及び内容 | 5点 | 3.6 | 3.6 |
| 合計 | | 150点 | 123.4 | 118.2 |
| 総合実績評価による加減点 | | - | - | 4.5 |
| 合計 | | 150点 | 123.4 | 122.7 |
| 【参考】100点換算 | | 100点 | 79.9 | 79.4 |

※点数は評価会議の委員5名の平均

※Aの申請者は欠格要件に該当となったため失格

クラブごとの評価結果

別表11 葛塚東ひまわりクラブ

| 選定基準・評価項目 | | 配点 | 候補者 | A |
|--------------|--|------|-------|-------|
| 1 基本方針 | | 15点 | 12.8 | 12.8 |
| | 指定管理者に応募した動機・市の施策（施設の設置目的）に対する理解 | 5点 | 4.6 | 4.2 |
| | 運営にあたる理念及び基本方針 | 5点 | 4 | 4.4 |
| | 類似業務の運営実績 | 5点 | 4.2 | 4.2 |
| 2 運営組織 | | 40点 | 30.2 | 30.6 |
| | 職員数、資格要件を含む職員体制 | 5点 | 4 | 4.2 |
| | 勤務体制及び考え方 | 5点 | 3.8 | 3.8 |
| | ワークライフバランスの推進や誰もが働きやすい職場環境づくりへの取り組み | 10点 | 6.4 | 7 |
| | 職員の人材確保（主に市内居住者の雇用確保）の方法 | 5点 | 3.8 | 3.2 |
| | 職員の資質向上のための育成、研修に対する考え方及び内容 | 10点 | 8 | 8.4 |
| | 個人情報の保護やコンプライアンスの取り組み | 5点 | 4.2 | 4 |
| 3 運営全般 | | 70点 | 54 | 55.2 |
| | 児童の発達段階に応じた健全育成などの運営全般に対する考え方及び支援内容 | 10点 | 8 | 8.8 |
| | 利用者の平等な利用の確保及びサービス向上のための具体的な取り組み（利用者ニーズの反映、独創的・魅力的な事業展開・自主事業の内容） | 10点 | 8 | 7.8 |
| | 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギー・虐待など）に対する支援 | 10点 | 7.6 | 8 |
| | 保護者との連携及び保護者への支援（保護者負担の軽減など） | 10点 | 8.6 | 8.4 |
| | 学校・地域との積極的連携 | 10点 | 7.8 | 8.2 |
| | 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応 | 10点 | 6.8 | 6.8 |
| | 効率的な運営による経費削減のための工夫 | 5点 | 3.2 | 3.2 |
| | 事業計画の具体性及び実現性 | 5点 | 4 | 4 |
| 4 危機・維持管理 | | 25点 | 22.4 | 19.6 |
| | 事故防止、防災・防犯に対する考え方と対処方法、虐待の見逃し防止のための措置 | 10点 | 9.2 | 8 |
| | 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制 | 10点 | 9.2 | 8 |
| | 施設管理に関する考え方及び内容 | 5点 | 4 | 3.6 |
| 合計 | | 150点 | 119.4 | 118.2 |
| 総合実績評価による加減点 | | - | 4.5 | - |
| 合計 | | 150点 | 123.9 | 118.2 |
| 【参考】100点換算 | | 100点 | 80.2 | 76.5 |

※点数は評価会議の委員5名の平均

※Aの申請者は欠格要件に該当となったため失格

クラブごとの評価結果

別表12 関屋ひまわりクラブ、西内野ひまわりクラブ

| 選定基準・評価項目 | | 配点 | 候補者 | A |
|--------------|--|-------|-------|-------|
| 1 基本方針 | | 15 点 | 12.8 | 11 |
| | 指定管理者に応募した動機・市の施策（施設の設置目的）に対する理解 | 5 点 | 4.4 | 3.6 |
| | 運営にあたる理念及び基本方針 | 5 点 | 4.4 | 3.6 |
| | 類似業務の運営実績 | 5 点 | 4 | 3.8 |
| 2 運営組織 | | 40 点 | 32.6 | 28 |
| | 職員数、資格要件を含む職員体制 | 5 点 | 4.2 | 3.8 |
| | 勤務体制及び考え方 | 5 点 | 4 | 3.6 |
| | ワークライフバランスの推進や誰もが働きやすい職場環境づくりへの取り組み | 10 点 | 7.2 | 6.8 |
| | 職員の人材確保（主に市内居住者の雇用確保）の方法 | 5 点 | 4.4 | 4 |
| | 職員の資質向上のための育成、研修に対する考え方及び内容 | 10 点 | 8.8 | 6.2 |
| | 個人情報の保護やコンプライアンスの取り組み | 5 点 | 4 | 3.6 |
| 3 運営全般 | | 70 点 | 57.6 | 48.2 |
| | 児童の発達段階に応じた健全育成などの運営全般に対する考え方及び支援内容 | 10 点 | 8.6 | 6.8 |
| | 利用者の平等な利用の確保及びサービス向上のための具体的な取り組み（利用者ニーズの反映、独創的・魅力的な事業展開・自主事業の内容） | 10 点 | 8.8 | 6.8 |
| | 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギーマスク着用児・虐待など）に対する支援 | 10 点 | 8.4 | 7.4 |
| | 保護者との連携及び保護者への支援（保護者負担の軽減など） | 10 点 | 8.4 | 7.2 |
| | 学校・地域との積極的連携 | 10 点 | 8 | 6.8 |
| | 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応 | 10 点 | 7.6 | 6.6 |
| | 効率的な運営による経費削減のための工夫 | 5 点 | 3.8 | 3 |
| | 事業計画の具体性及び実現性 | 5 点 | 4 | 3.6 |
| 4 危機・維持管理 | | 25 点 | 20.4 | 18.8 |
| | 事故防止、防災・防犯に対する考え方と対処方法、虐待の見逃し防止のための措置 | 10 点 | 8.6 | 7.6 |
| | 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制 | 10 点 | 8.2 | 7.6 |
| | 施設管理に関する考え方及び内容 | 5 点 | 3.6 | 3.6 |
| 合計 | | 150 点 | 123.4 | 106 |
| 総合実績評価による加減点 | | - | - | 4.5 |
| 合計 | | 150 点 | 123.4 | 110.5 |
| 【参考】100 点換算 | | 100 点 | 79.9 | 71.5 |

※点数は評価会議の委員5名の平均

クラブごとの評価結果

別表13 万代長嶺ひまわりクラブ、沼垂ひまわりクラブ、丸山ひまわりクラブ、大淵ひまわりクラブ、亀田西ひまわりクラブ、早通ひまわりクラブ、小針ひまわりクラブ、新通ひまわりクラブ、五十嵐ひまわりクラブ、東青山ひまわりクラブ、赤塚ひまわりクラブ

| 選定基準・評価項目 | | 配点 | 候補者 | A |
|--------------|--|-------|-------|-------|
| 1 基本方針 | | 15 点 | 12.8 | 12.8 |
| | 指定管理者に応募した動機・市の施策（施設の設置目的）に対する理解 | 5 点 | 4.6 | 4.4 |
| | 運営にあたる理念及び基本方針 | 5 点 | 4 | 4.4 |
| | 類似業務の運営実績 | 5 点 | 4.2 | 4 |
| 2 運営組織 | | 40 点 | 30.2 | 32.6 |
| | 職員数、資格要件を含む職員体制 | 5 点 | 4 | 4.2 |
| | 勤務体制及び考え方 | 5 点 | 3.8 | 4 |
| | ワークライフバランスの推進や誰もが働きやすい職場環境づくりへの取り組み | 10 点 | 6.4 | 7.2 |
| | 職員の人材確保（主に市内居住者の雇用確保）の方法 | 5 点 | 3.8 | 4.4 |
| | 職員の資質向上のための育成、研修に対する考え方及び内容 | 10 点 | 8 | 8.8 |
| | 個人情報保護やコンプライアンスの取り組み | 5 点 | 4.2 | 4 |
| 3 運営全般 | | 70 点 | 54 | 57.6 |
| | 児童の発達段階に応じた健全育成などの運営全般に対する考え方及び支援内容 | 10 点 | 8 | 8.6 |
| | 利用者の平等な利用の確保及びサービス向上のための具体的な取り組み（利用者ニーズの反映、独創的・魅力的な事業展開・自主事業の内容） | 10 点 | 8 | 8.8 |
| | 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギー・虐待など）に対する支援 | 10 点 | 7.6 | 8.4 |
| | 保護者との連携及び保護者への支援（保護者負担の軽減など） | 10 点 | 8.6 | 8.4 |
| | 学校・地域との積極的連携 | 10 点 | 7.8 | 8 |
| | 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応 | 10 点 | 6.8 | 7.6 |
| | 効率的な運営による経費削減のための工夫 | 5 点 | 3.2 | 3.8 |
| | 事業計画の具体性及び実現性 | 5 点 | 4 | 4 |
| 4 危機・維持管理 | | 25 点 | 22.4 | 20.4 |
| | 事故防止、防災・防犯に対する考え方と対処方法、虐待の見逃し防止のための措置 | 10 点 | 9.2 | 8.6 |
| | 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制 | 10 点 | 9.2 | 8.2 |
| | 施設管理に関する考え方及び内容 | 5 点 | 4 | 3.6 |
| 合計 | | 150 点 | 119.4 | 123.4 |
| 総合実績評価による加減点 | | - | 4.5 | - |
| 合計 | | 150 点 | 123.9 | 123.4 |
| 【参考】100点換算 | | 100 点 | 80.2 | 79.9 |

※点数は評価会議の委員5名の平均

クラブごとの評価結果

別表14 真砂ひまわりクラブ

| 選定基準・評価項目 | | 配点 | 候補者 | A |
|--------------|--|-------|-------|-------|
| 1 基本方針 | | 15 点 | 12.8 | 12.2 |
| | 指定管理者に応募した動機・市の施策（施設の設置目的）に対する理解 | 5 点 | 4.4 | 4 |
| | 運営にあたる理念及び基本方針 | 5 点 | 4.4 | 4.4 |
| | 類似業務の運営実績 | 5 点 | 4 | 3.8 |
| 2 運営組織 | | 40 点 | 32.6 | 27.6 |
| | 職員数、資格要件を含む職員体制 | 5 点 | 4.2 | 3.6 |
| | 勤務体制及び考え方 | 5 点 | 4 | 4 |
| | ワークライフバランスの推進や誰もが働きやすい職場環境づくりへの取り組み | 10 点 | 7.2 | 6.4 |
| | 職員の人材確保（主に市内居住者の雇用確保）の方法 | 5 点 | 4.4 | 3.6 |
| | 職員の資質向上のための育成、研修に対する考え方及び内容 | 10 点 | 8.8 | 6.8 |
| | 個人情報の保護やコンプライアンスの取り組み | 5 点 | 4 | 3.2 |
| 3 運営全般 | | 70 点 | 57.6 | 50.8 |
| | 児童の発達段階に応じた健全育成などの運営全般に対する考え方及び支援内容 | 10 点 | 8.6 | 7.8 |
| | 利用者の平等な利用の確保及びサービス向上のための具体的な取り組み（利用者ニーズの反映、独創的・魅力的な事業展開・自主事業の内容） | 10 点 | 8.8 | 8.2 |
| | 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギー・虐待など）に対する支援 | 10 点 | 8.4 | 7 |
| | 保護者との連携及び保護者への支援（保護者負担の軽減など） | 10 点 | 8.4 | 8 |
| | 学校・地域との積極的連携 | 10 点 | 8 | 7.8 |
| | 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応 | 10 点 | 7.6 | 5.6 |
| | 効率的な運営による経費削減のための工夫 | 5 点 | 3.8 | 3 |
| | 事業計画の具体性及び実現性 | 5 点 | 4 | 3.4 |
| 4 危機・維持管理 | | 25 点 | 20.4 | 17 |
| | 事故防止、防災・防犯に対する考え方と対処方法、虐待の見逃し防止のための措置 | 10 点 | 8.6 | 6.6 |
| | 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制 | 10 点 | 8.2 | 7.2 |
| | 施設管理に関する考え方及び内容 | 5 点 | 3.6 | 3.2 |
| 合計 | | 150 点 | 123.4 | 107.6 |
| 総合実績評価による加減点 | | - | 4.5 | - |
| 合計 | | 150 点 | 127.9 | 107.6 |
| 【参考】100点換算 | | 100 点 | 82.8 | 69.6 |

※点数は評価会議の委員5名の平均

クラブごとの評価結果

別表15 新通つばさひまわりクラブ、坂井輪ひまわりクラブ、坂井東ひまわりクラブ

| 選定基準・評価項目 | | 配点 | 候補者 | A |
|--------------|--|-------|-------|-------|
| 1 基本方針 | | 15 点 | 12.8 | 12.2 |
| | 指定管理者に応募した動機・市の施策（施設の設置目的）に対する理解 | 5 点 | 4.4 | 4 |
| | 運営にあたる理念及び基本方針 | 5 点 | 4.4 | 4.4 |
| | 類似業務の運営実績 | 5 点 | 4 | 3.8 |
| 2 運営組織 | | 40 点 | 32.6 | 27.6 |
| | 職員数、資格要件を含む職員体制 | 5 点 | 4.2 | 3.6 |
| | 勤務体制及び考え方 | 5 点 | 4 | 4 |
| | ワークライフバランスの推進や誰もが働きやすい職場環境づくりへの取り組み | 10 点 | 7.2 | 6.4 |
| | 職員の人材確保（主に市内居住者の雇用確保）の方法 | 5 点 | 4.4 | 3.6 |
| | 職員の資質向上のための育成、研修に対する考え方及び内容 | 10 点 | 8.8 | 6.8 |
| | 個人情報の保護やコンプライアンスの取り組み | 5 点 | 4 | 3.2 |
| 3 運営全般 | | 70 点 | 57.6 | 50.8 |
| | 児童の発達段階に応じた健全育成などの運営全般に対する考え方及び支援内容 | 10 点 | 8.6 | 7.8 |
| | 利用者の平等な利用の確保及びサービス向上のための具体的な取り組み（利用者ニーズの反映、独創的・魅力的な事業展開・自主事業の内容） | 10 点 | 8.8 | 8.2 |
| | 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギー・虐待など）に対する支援 | 10 点 | 8.4 | 7 |
| | 保護者との連携及び保護者への支援（保護者負担の軽減など） | 10 点 | 8.4 | 8 |
| | 学校・地域との積極的連携 | 10 点 | 8 | 7.8 |
| | 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応 | 10 点 | 7.6 | 5.6 |
| | 効率的な運営による経費削減のための工夫 | 5 点 | 3.8 | 3 |
| | 事業計画の具体性及び実現性 | 5 点 | 4 | 3.4 |
| 4 危機・維持管理 | | 25 点 | 20.4 | 17 |
| | 事故防止、防災・防犯に対する考え方と対処方法、虐待の見逃し防止のための措置 | 10 点 | 8.6 | 6.6 |
| | 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制 | 10 点 | 8.2 | 7.2 |
| | 施設管理に関する考え方及び内容 | 5 点 | 3.6 | 3.2 |
| 合計 | | 150 点 | 123.4 | 107.6 |
| 総合実績評価による加減点 | | - | - | 4.5 |
| 合計 | | 150 点 | 123.4 | 112.1 |
| 【参考】100 点換算 | | 100 点 | 79.9 | 72.6 |

※点数は評価会議の委員5名の平均

クラブごとの評価結果

別表16 濁川ひまわりクラブ

| 選定基準・評価項目 | | 配点 | 候補者 | A | B |
|--------------|--|-------|-------|-------|------|
| 1 基本方針 | | 15 点 | 12.8 | 12.8 | 11 |
| | 指定管理者に応募した動機・市の施策（施設の設置目的）に対する理解 | 5 点 | 4.4 | 4.2 | 3.6 |
| | 運営にあたる理念及び基本方針 | 5 点 | 4.4 | 4.4 | 3.8 |
| | 類似業務の運営実績 | 5 点 | 4 | 4.2 | 3.6 |
| 2 運営組織 | | 40 点 | 32.6 | 30.6 | 26.4 |
| | 職員数、資格要件を含む職員体制 | 5 点 | 4.2 | 4.2 | 3.8 |
| | 勤務体制及び考え方 | 5 点 | 4 | 3.8 | 3.8 |
| | ワークライフバランスの推進や誰もが働きやすい職場環境づくりへの取り組み | 10 点 | 7.2 | 7 | 6.6 |
| | 職員の人材確保（主に市内居住者の雇用確保）の方法 | 5 点 | 4.4 | 3.2 | 3.6 |
| | 職員の資質向上のための育成、研修に対する考え方及び内容 | 10 点 | 8.8 | 8.4 | 5.8 |
| | 個人情報の保護やコンプライアンスの取り組み | 5 点 | 4 | 4 | 2.8 |
| 3 運営全般 | | 70 点 | 57.6 | 55.2 | 43.8 |
| | 児童の発達段階に応じた健全育成などの運営全般に対する考え方及び支援内容 | 10 点 | 8.6 | 8.8 | 7.4 |
| | 利用者の平等な利用の確保及びサービス向上のための具体的な取り組み（利用者ニーズの反映、独創的・魅力的な事業展開・自主事業の内容） | 10 点 | 8.8 | 7.8 | 6.8 |
| | 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギー・虐待など）に対する支援 | 10 点 | 8.4 | 8 | 6.6 |
| | 保護者との連携及び保護者への支援（保護者負担の軽減など） | 10 点 | 8.4 | 8.4 | 5.6 |
| | 学校・地域との積極的連携 | 10 点 | 8 | 8.2 | 6.2 |
| | 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応 | 10 点 | 7.6 | 6.8 | 5.6 |
| | 効率的な運営による経費削減のための工夫 | 5 点 | 3.8 | 3.2 | 3 |
| | 事業計画の具体性及び実現性 | 5 点 | 4 | 4 | 2.6 |
| 4 危機・維持管理 | | 25 点 | 20.4 | 19.6 | 16.8 |
| | 事故防止、防災・防犯に対する考え方と対処方法、虐待の見逃し防止のための措置 | 10 点 | 8.6 | 8 | 6.8 |
| | 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制 | 10 点 | 8.2 | 8 | 6.8 |
| | 施設管理に関する考え方及び内容 | 5 点 | 3.6 | 3.6 | 3.2 |
| 合計 | | 150 点 | 123.4 | 118.2 | 98 |
| 総合実績評価による加減点 | | - | 4.5 | - | - |
| 合計 | | 150 点 | 127.9 | 118.2 | 98.0 |
| 【参考】100点換算 | | 100 点 | 82.8 | 76.5 | 63.4 |

※点数は評価会議の委員5名の平均

※Aの申請者は欠格要件に該当となったため失格

クラブごとの評価結果

別表17 早通南ひまわりクラブ

| 選定基準・評価項目 | | 配点 | 候補者 | A | B |
|--------------|--|-------|-------|-------|------|
| 1 基本方針 | | 15 点 | 12.8 | 12.8 | 11 |
| | 指定管理者に応募した動機・市の施策（施設の設置目的）に対する理解 | 5 点 | 4.6 | 4.2 | 3.6 |
| | 運営にあたる理念及び基本方針 | 5 点 | 4 | 4.4 | 3.8 |
| | 類似業務の運営実績 | 5 点 | 4.2 | 4.2 | 3.6 |
| 2 運営組織 | | 40 点 | 30.2 | 30.6 | 26.4 |
| | 職員数、資格要件を含む職員体制 | 5 点 | 4 | 4.2 | 3.8 |
| | 勤務体制及び考え方 | 5 点 | 3.8 | 3.8 | 3.8 |
| | ワークライフバランスの推進や誰もが働きやすい職場環境づくりへの取り組み | 10 点 | 6.4 | 7 | 6.6 |
| | 職員の人材確保（主に市内居住者の雇用確保）の方法 | 5 点 | 3.8 | 3.2 | 3.6 |
| | 職員の資質向上のための育成、研修に対する考え方及び内容 | 10 点 | 8 | 8.4 | 5.8 |
| | 個人情報の保護やコンプライアンスの取り組み | 5 点 | 4.2 | 4 | 2.8 |
| 3 運営全般 | | 70 点 | 54 | 55.2 | 43.8 |
| | 児童の発達段階に応じた健全育成などの運営全般に対する考え方及び支援内容 | 10 点 | 8 | 8.8 | 7.4 |
| | 利用者の平等な利用の確保及びサービス向上のための具体的な取り組み（利用者ニーズの反映、独創的・魅力的な事業展開・自主事業の内容） | 10 点 | 8 | 7.8 | 6.8 |
| | 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギー・虐待など）に対する支援 | 10 点 | 7.6 | 8 | 6.6 |
| | 保護者との連携及び保護者への支援（保護者負担の軽減など） | 10 点 | 8.6 | 8.4 | 5.6 |
| | 学校・地域との積極的連携 | 10 点 | 7.8 | 8.2 | 6.2 |
| | 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応 | 10 点 | 6.8 | 6.8 | 5.6 |
| | 効率的な運営による経費削減のための工夫 | 5 点 | 3.2 | 3.2 | 3 |
| | 事業計画の具体性及び実現性 | 5 点 | 4 | 4 | 2.6 |
| 4 危機・維持管理 | | 25 点 | 22.4 | 19.6 | 16.8 |
| | 事故防止、防災・防犯に対する考え方と対処方法、虐待の見逃し防止のための措置 | 10 点 | 9.2 | 8 | 6.8 |
| | 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制 | 10 点 | 9.2 | 8 | 6.8 |
| | 施設管理に関する考え方及び内容 | 5 点 | 4 | 3.6 | 3.2 |
| 合計 | | 150 点 | 119.4 | 118.2 | 98 |
| 総合実績評価による加減点 | | - | 4.5 | - | - |
| 合計 | | 150 点 | 123.9 | 118.2 | 98.0 |
| 【参考】100点換算 | | 100 点 | 80.2 | 76.5 | 63.4 |

※点数は評価会議の委員5名の平均

※Aの申請者は欠格要件に該当となったため失格

クラブごとの評価結果

別表18 臼井ひまわりクラブ、月潟ひまわりクラブ

| 選定基準・評価項目 | | 配点 | 候補者 | A | B |
|--------------|--|-------|-------|-------|-------|
| 1 基本方針 | | 15 点 | 12.8 | 12.8 | 12.8 |
| | 指定管理者に応募した動機・市の施策（施設の設置目的）に対する理解 | 5 点 | 4.4 | 4.4 | 4.2 |
| | 運営にあたる理念及び基本方針 | 5 点 | 4.4 | 4.4 | 4.4 |
| | 類似業務の運営実績 | 5 点 | 4 | 4 | 4.2 |
| 2 運営組織 | | 40 点 | 32.6 | 32.8 | 30.6 |
| | 職員数、資格要件を含む職員体制 | 5 点 | 4.2 | 4.6 | 4.2 |
| | 勤務体制及び考え方 | 5 点 | 4 | 4.2 | 3.8 |
| | ワークライフバランスの推進や誰もが働きやすい職場環境づくりへの取り組み | 10 点 | 7.2 | 7.8 | 7 |
| | 職員の人材確保（主に市内居住者の雇用確保）の方法 | 5 点 | 4.4 | 3.8 | 3.2 |
| | 職員の資質向上のための育成、研修に対する考え方及び内容 | 10 点 | 8.8 | 8 | 8.4 |
| | 個人情報の保護やコンプライアンスの取り組み | 5 点 | 4 | 4.4 | 4 |
| 3 運営全般 | | 70 点 | 57.6 | 52.2 | 55.2 |
| | 児童の発達段階に応じた健全育成などの運営全般に対する考え方及び支援内容 | 10 点 | 8.6 | 8 | 8.8 |
| | 利用者の平等な利用の確保及びサービス向上のための具体的な取り組み（利用者ニーズの反映、独創的・魅力的な事業展開・自主事業の内容） | 10 点 | 8.8 | 7.2 | 7.8 |
| | 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギー・虐待など）に対する支援 | 10 点 | 8.4 | 7.6 | 8 |
| | 保護者との連携及び保護者への支援（保護者負担の軽減など） | 10 点 | 8.4 | 7.2 | 8.4 |
| | 学校・地域との積極的連携 | 10 点 | 8 | 7.6 | 8.2 |
| | 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応 | 10 点 | 7.6 | 6.8 | 6.8 |
| | 効率的な運営による経費削減のための工夫 | 5 点 | 3.8 | 3.8 | 3.2 |
| | 事業計画の具体性及び実現性 | 5 点 | 4 | 4 | 4 |
| 4 危機・維持管理 | | 25 点 | 20.4 | 20 | 19.6 |
| | 事故防止、防災・防犯に対する考え方と対処方法、虐待の見逃し防止のための措置 | 10 点 | 8.6 | 8.4 | 8 |
| | 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制 | 10 点 | 8.2 | 8.4 | 8 |
| | 施設管理に関する考え方及び内容 | 5 点 | 3.6 | 3.2 | 3.6 |
| 合計 | | 150 点 | 123.4 | 117.8 | 118.2 |
| 総合実績評価による加減点 | | - | - | 4.5 | - |
| 合計 | | 150 点 | 123.4 | 122.3 | 118.2 |
| 【参考】100 点換算 | | 100 点 | 79.9 | 79.2 | 76.5 |

※点数は評価会議の委員5名の平均

※Bの申請者は欠格要件に該当となったため失格

クラブごとの評価結果

別表19 根岸ひまわりクラブ、味方ひまわりクラブ

| 選定基準・評価項目 | | 配点 | 候補者 | A | B |
|--------------|--|------|-------|-------|-------|
| 1 基本方針 | | 15点 | 12.8 | 12.8 | 12.8 |
| | 指定管理者に応募した動機・市の施策（施設の設置目的）に対する理解 | 5点 | 4.6 | 4.4 | 4.2 |
| | 運営にあたる理念及び基本方針 | 5点 | 4 | 4.4 | 4.4 |
| | 類似業務の運営実績 | 5点 | 4.2 | 4 | 4.2 |
| 2 運営組織 | | 40点 | 30.2 | 32.6 | 30.6 |
| | 職員数、資格要件を含む職員体制 | 5点 | 4 | 4.2 | 4.2 |
| | 勤務体制及び考え方 | 5点 | 3.8 | 4 | 3.8 |
| | ワークライフバランスの推進や誰もが働きやすい職場環境づくりへの取り組み | 10点 | 6.4 | 7.2 | 7 |
| | 職員の人材確保（主に市内居住者の雇用確保）の方法 | 5点 | 3.8 | 4.4 | 3.2 |
| | 職員の資質向上のための育成、研修に対する考え方及び内容 | 10点 | 8 | 8.8 | 8.4 |
| | 個人情報保護やコンプライアンスの取り組み | 5点 | 4.2 | 4 | 4 |
| 3 運営全般 | | 70点 | 54 | 57.6 | 55.2 |
| | 児童の発達段階に応じた健全育成などの運営全般に対する考え方及び支援内容 | 10点 | 8 | 8.6 | 8.8 |
| | 利用者の平等な利用の確保及びサービス向上のための具体的な取り組み（利用者ニーズの反映、独創的・魅力的な事業展開・自主事業の内容） | 10点 | 8 | 8.8 | 7.8 |
| | 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギー・虐待など）に対する支援 | 10点 | 7.6 | 8.4 | 8 |
| | 保護者との連携及び保護者への支援（保護者負担の軽減など） | 10点 | 8.6 | 8.4 | 8.4 |
| | 学校・地域との積極的連携 | 10点 | 7.8 | 8 | 8.2 |
| | 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応 | 10点 | 6.8 | 7.6 | 6.8 |
| | 効率的な運営による経費削減のための工夫 | 5点 | 3.2 | 3.8 | 3.2 |
| | 事業計画の具体性及び実現性 | 5点 | 4 | 4 | 4 |
| 4 危機・維持管理 | | 25点 | 22.4 | 20.4 | 19.6 |
| | 事故防止、防災・防犯に対する考え方と対処方法、虐待の見逃し防止のための措置 | 10点 | 9.2 | 8.6 | 8 |
| | 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制 | 10点 | 9.2 | 8.2 | 8 |
| | 施設管理に関する考え方及び内容 | 5点 | 4 | 3.6 | 3.6 |
| 合計 | | 150点 | 119.4 | 123.4 | 118.2 |
| 総合実績評価による加減点 | | - | 4.5 | - | - |
| 合計 | | 150点 | 123.9 | 123.4 | 118.2 |
| 【参考】100点換算 | | 100点 | 80.2 | 79.9 | 76.5 |

※点数は評価会議の委員5名の平均

※Bの申請者は欠格要件に該当となったため失格

【公募】新潟市ひまわりクラブ指定管理者申請者事業計画の比較（1）

| 項目 | 新潟市社会福祉協議会 (56クラブ) | シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 (19クラブ) | 下山福祉会 (下山) |
|--|--|--|--|
| 1 団体の概要 ※累積損益は R5年3月末時点 | <p>設立 S31.3.29</p> <p>累積損益 519,031千円</p> <p>雇用人数 ①役員2人②正職員159人 ③非常勤等1,430人</p> <p>事業内容 地域福祉活動の推進、ボランティア活動の振興、日常生活自立支援事業、介護保険事業等</p> | <p>設立 S61.11.1</p> <p>累積損益 5,245,515千円</p> <p>雇用人数 ①役員7人②正職員645人 ③非常勤等21,526人</p> <p>事業内容 児童福祉施設の管理・運営、給食サービス、施設運営サービス、医療事務サービス、等</p> | <p>設立 H14.7.14</p> <p>累積損益 118,682千円</p> <p>雇用人数 ①役員15人②正職員20人 ③非常勤等24人</p> <p>事業内容 こども園（乳幼児の保育・教育） 放課後児童クラブ</p> |
| 2 基本方針 (1) 指定管理者 に応募した動機・市の施策 (施設の設置 目的)に対する 理解 (2) 基本理念・ 基本方針 (3) 類似事業の 運営実績 | <p>(1) 本会は平成5年10月（平成17年4月に統合した新潟市福祉公社を含め）から現在に至るまでひまわりクラブの管理運営業務を行っている。そのなかで、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら構築したノウハウと、保護者と連携して育成支援を行い、その家庭の子育てを支援する役割を担ってきた経験豊かな支援員を有し、各クラブの児童及び施設の状況を十分把握したうえで運営を行うことができるものと考えているため、引き続き、ひまわりクラブの管理運営を実施したい。</p> <p>(2) 基本理念：放課後の時間帯において、保護者の代わりに家庭的機能を補完し、子どもの心身の状況や発達段階を踏まえながら、適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、その健全育成を図る。</p> <p>基本方針：①子供の安全管理、健康管理、情緒の安定②遊びなどの活動への意欲と態度の形成③遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上及び基本的生活習慣の確立④保護者と連携した育成支援と学校や地域の様々な社会資源と連携し、その家庭の子育てを支援する。</p> <p>(3) 新潟市ファミリー・サポート・センターの運営</p> | <p>(1) 「こどもまんなか」を踏まえた運営展開により、全国2,048ヶ所で児童福祉施設の運営を行っている。弊社が培って来たノウハウと新潟市でひまわりクラブ22クラブを運営して来た経験を生かし、「子ども・家庭・地域に笑顔があふれるまち にいがた」に貢献したい。</p> <p>(2) 基本理念：未来のこどもたちのために事業運営基本方針：こどもの“こうありたい”を実現する</p> <p>5つの運営方針：安心安全、温かい気持ち、自立心を育む、楽しく学ぶ、アクティブ</p> <p>(3) 児童福祉施設運営シェア1位 児童福祉施設は2,048ヶ所（内、放課後児童クラブ1,756ヶ所）。</p> | <p>(1) 小学校に就学している児童の保護者が、就労等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全育成を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 基本理念：基本的人権の尊重、地域福祉の充実 基本方針：子ども一人一人の発達段階を踏まえ、子どもの最善の利益を考慮し、その健全育成を図る。子どもの安全、健康、情緒の安定、自主性、社会性、創造性の向上及び基本的生活習慣の確立を図る。</p> <p>(3) 平成15年4月1日より保育所下山保育園の運営を発足（平成31年4月1日より、下山保育園から保育所型認定こども園下山こども園へ名称を変更）</p> |
| 3 運営組織 (1) 職員数・職員 体制・勤務体制 (2) ワークライ フバランス、誰 もが働きやす い職場環境づ くり (3) 人材確保 (主に市内居 住者)、育成、研 修に対する考 え方及び内容 (4) 個人情報 の保護、コン プライアンス の取り組み | <p>(1) 職員数723人（支援員197人、補助員512人、事務員14人） 職員体制・勤務体制の維持に努める。</p> <p>(2) 支援員等が充実感を感じながら働き、健康で豊かな生活ができるよう、ワークライフバランスの推進や誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む。</p> <p>(3) 年齢や発達の状況が異なる多様な子どもと一緒に過ごす場であるため、職員も様々な世代や価値観のある多様な人材を確保する。職員の研修の機会と参加を保障するため、研修を体系化し集合研修とオンラインによる受講を実施する。</p> <p>(4) 公の施設を管理・運営する立場として、新潟市公文書管理条例の趣旨にのっとり、指定管理施設に関する文書を適正に管理するよう努める。</p> | <p>(1) クラブごとに運営責任者として主任配置を配置。条例に則り、放課後児童支援を支援ごとに2名以上配置。新潟営業所には所長、エリアマネージャーの他に2名の統括リーダー・栄養士・2名の看護師を配置し運営のサポート</p> <p>(2) 弊社は女性の活躍推進に関する取組が優良な企業に与えられる「えるぼし認定」の3段階目（最高位）と「健康経営優良法人」の認定を受けている</p> <p>(3) ひまわりクラブで勤務する職員の市内住居者の在籍率は96.1%。新規現場受託の際は継続雇用（転籍）を第一に地元優先雇用を努める。入社時研修、専門家研修（発達障がい、いじめ研修等）、階層別研修、動画研修、運営マニュアル動画を活用して職員の資質向上に努める。</p> <p>(4) 各種マニュアルを配備・理解の上で、研修や日常の指導を徹底</p> | <p>(1) 下山こども園職員 正職員14名 パート職員19名 下山ひまわりクラブ 正規職員6名 パート・非常勤職員5名</p> <p>(2) 育児休暇、介護休暇制度の促進、また、有給休暇の取得しやすい環境を整える。職員間のコミュニケーション向上に努め、働きやすい職場環境づくりへの取り組み。</p> <p>(3) 地域の求人情報への求人募集を行い、業務内容を丁寧に示し、その内容を理解し向上心を持ち勤務していただける人材を求める。子どもの発達理解を深めるために、継続的に施設内外の研修に積極的に参加し、その内容を職員全員で共有し、目的を明確にし、運営を行う。</p> <p>(4) 守秘義務の重要性、個人情報保護に関する教育研修を継続的に行う。様々な人権問題に対する理解を深め、差別や偏見のない人権課題に取り組む。</p> |

【公募】新潟市ひまわりクラブ指定管理者申請者事業計画の比較（1）

| 項目 | 新潟市社会福祉協議会 (56クラブ) | シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 (19クラブ) | 下山福祉会 (下山) |
|--|--|--|---|
| <p>4 運営全般</p> <p>(1) 運営全般に対する考え方及び支援内容</p> <p>(2) 利用者の平等なサービスの確保及びサービス向上のための具体的な取り組み</p> <p>(3) 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギー・虐待など）に対する支援内容</p> <p>(4) 保護者との連携及び保護者への支援</p> <p>(5) 学校・地域との積極的連携</p> | <p>(1) 児童の発達段階に応じた主体的な遊び及び生活の保障、児童の自主性・社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を目的とし、「低・中・高学年の発達段階に応じた支援」「学年を超えたコミュニケーションによる仲間づくりの醸成」「積極的な交流・施設外活動による社会性の向上」「安全確保能力を含めた自己管理能力の育成」を遵守。</p> <p>(2) 地方自治法及び条例を遵守し、利用者の平等な利用の確保に努めます。サービス向上については、先の4項目を取組む。</p> <p>(3) ①障がいのある児童や医療的ケアが必要な児童については、ソーシャルインクルージョンの考え方に立ち、子ども同士がクラブでの生活を通して共に成長できるよう、必要に応じて保護者、学校、新潟市担当課、その他関係機関などと情報共有を行いながら、適切な配慮、環境整備、看護師の配置、その他必要な対応を行い、可能な限り受け入れに努める。 ②アレルギー対応については「複数でダブルチェック」を合言葉に、おやつ提供に関わる事務について2回以上のチェックに努める。 ③児童虐待防止については、こどもの状態に留意するとともに、保護者の様子も気にかかけ、虐待が疑われる場合は速やかに関係機関と連携を行う。</p> <p>(4) 保護者の自己決定を尊重した支援を行い、信頼関係を築くことに努める。日々の連絡については、でんしょばとを効果的に活用し、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全確保に努める。そのほか、クラブ便りの発行、フリー参観や作品展示の実施、保護者が相談しやすい雰囲気づくりに努める。</p> <p>(5) 子どもの生活の連続性を保障し、よりよい事業運営に繋げるため、在籍児童の様子等について日頃から学校との情報共有に努めるとともに、地域住民と連携・協力して子どもの安全を確保。</p> | <p>(1) 児童のニーズに基づく多様な行事やプログラム、遊びをバランスよく計画する。(季節的な行事、スポーツ、オンラインプログラム等)。児童の意見を尊重する機会(こども会議、こどもアンケート等)を提供し、“こどものこうありたい”を実現する。</p> <p>(2) 熱中症対策や夏休みの楽しみとしたオンラインイベントや全国の好事例が閲覧可能なすまいるネット(SNS)等によりサービス向上に努める。</p> <p>(3) 小児科医、臨床心理士等の各専門的知識を有す人材で構成されたキッズサポートチームを配置し運営のサポート・研修等を行う。医療的ケア児については他自治体で受入実績があり、営業所に看護師を配置する。また、弊社は小学校給食調理業務のノウハウを生かし、アレルギー対応に力を入れている。そして、児童虐待においては、マニュアルの理解、児童や保護者を常日頃から観察し対応に努める。</p> <p>(4) 保護者とコミュニケーションを取る場を多く設け、関係性を深めている。また、子育てに悩みを抱える保護者に対しても、必要に応じて支援を行っている。負担の軽減としてはクラブ活動費の徴収のキャッシュレス化、長期休業日の宅配弁当を導入する。</p> <p>(5) 学校とクラブ間で情報共有をし、連携・協力体制を図る。地域の方々のご協力、地域資源を生かした多様な体験の機会を提供する。</p> | <p>(1) 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を行う。児童の権利条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して、育成支援を行う。</p> <p>(2) クラブ利用の募集に当たり、保護者へ適切に周知し、利用にあたっての留意事項をわかりやすく説明し、利用承認については、平等に行う。基本的には、すべての希望者の受け入れを行う。</p> <p>(3) 家庭、学校、専門機関と協働、連携を取りながら、すべての子どもがそのもてる能力や可能性を伸ばしていけるよう支援を行い、援助する。子どもについて、特別な支援や配慮が必要な状況を把握した場合には、市や区、関係機関と連携し適切な支援につなげるよう努める。医療的ケアや、食物アレルギー児については、入会の際にしっかりと保護者の方と情報の共有を行い、安全に過ごすことができるよう配慮する。</p> <p>(4) 保護者と密接な連携を取り、子どもの様子を日常的に伝え、子どもに関する情報を共有することにより、保護者が子育てと仕事等を両立できるよう支援する。</p> <p>(5) 子どもの生活の連続性を保証するため、学校との情報交換や情報共有は積極的に行う。学校等の関係機関との連携により、子どもの生活の基盤である家庭での養育の支援をする。学校や地域と情報共有を行い、事故、災害、防犯から子どもの安全を守る取り組みを行う。地域との交流を行い、子どもたちが地域の一員としての自覚を持ち、社会力を養えるよう支援する。</p> |

【公募】新潟市ひまわりクラブ指定管理者申請者事業計画の比較（1）

| 項目 | 新潟市社会福祉協議会 (56クラブ) | シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 (19クラブ) | 下山福祉会 (下山) |
|--|---|---|--|
| (6) 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応方法 | (6) 社会福祉法第 82 条の規定による第三者委員会の設置、意見箱・アンケートの実施、要望を謙虚に受け止め、事業内容の向上に努める。 | (6) 問題が苦情になる前にご意見を汲み取ることができるよう信頼関係を深める。 | (6) 子どもや利用者へ苦情解決責任者や苦情担当者及び第三者委員の氏名や、苦情の窓口を周知し、解決に向けた手順の仕組みについても周知する。苦情受付担当者は利用者からの苦情を随時受け付ける。苦情を受け付けた場合は、苦情解決マニュアルに従い、解決を図る。 |
| (7) 効率的な運営による経費削減のための工夫 | (7) 人件費：事務作業の効率化を図り、超過勤務を減らす。消耗品費：不要になった再利用可能な遊具や備品を他のクラブで再利用。入札、見積もり合わせなど、管理的経費削減を図る。光熱水費：冷暖房設定温度の遵守、可能な限りの節水及び節電を図る。修繕費：軽微な修繕は外注せずに、事務局で行う。 | (7) 「経費削減の創意工夫を行い、不必要は実施しない」、この考え方を基本として取り組んでいく。 | (7) 定期的に業務の方法の見直しを行い、現場環境の整備に努め、業務の効率化を図る。定期的に在庫確認を行い、在庫の過不足をなくす。 |
| 5 危機・維持管理 (1) 事故防止、防災、防犯、虐待の見逃しなど防止のための措置 | (1) 不意の事故や災害は、いつでも起り得るという危機意識を常に持って、児童の安全確保するため、危機管理マニュアルに沿った避難訓練・ヒヤリハットマップの作成・職員ミーティング・施設点検の実施、AED の設置。保健衛生マニュアルに沿ってケガなどの緊急対応に備える。 | (1) 安全計画に沿った訓練・研修を通じ、予防・備え・知識を高めていく。 | (1) 子どもが安心して過ごせるための生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら健全育成を行う。マニュアルの見直しを定期的に行い、必要な施設整備を設ける。 |
| (2) 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制 | (2) すべての職員が事故、災害、緊急時の対応ができるよう、各種マニュアルを整備し、迅速に対応できる体制を整える。 | (2) 万が一の際には、フローに沿って、迅速に適切な対応を行う。 | (2) 緊急時の協力体制の仕組みを知り、職員、地域全体で子どもの安全を守る。年3回以上の避難訓練や、防犯教室を通して、子どもが自ら危険を回避できるように安全に関する自己管理能力を身に付けられるよう援助する。 |
| (3) 施設管理に関する考え方及び内容 | (3) 児童の家庭に代わる「遊び」及び「生活」の場である放課後児童クラブの役割をふまえ、安全面・衛生面に配慮し、児童が安心して日々の生活を送ることができる施設となるよう維持管理に必要な保守管理を行う。 | (3) 民間のノウハウを活用し、市民の皆様の様々なニーズに効果的に対応しサービスの質の向上を実現する。 | (3) 子どもや保護者が安全快適に利用することができ、職員が安全に勤務できる環境づくりのため、施設の設備管理、保守点検を行い建物の維持、管理、修繕を適切に行う。 |
| 収支計画 (単位：千円) | ※申請のあった 56 クラブ (99 施設) 分 【収入】 指定管理料 1,149,182 【支出】 人件費 982,429 事務費 111,811 委託料 10,006 役務費 32,010 使用料その他 12,926 計 1,149,182 | ※申請のあった 32 クラブ (57 施設) 分 【収入】 指定管理料 727,497 【支出】 人件費 631,688 事務費 8,976 管理費 32,018 保険料 4,594 その他 50,221 計 727,497 | ※申請のあった 1 クラブ (2 施設) 分 【収入】 指定管理料 29,570 【支出】 人件費 26,665 旅費 10 需用費・役務費 875 委託料 600 賃借料 150 備品購入費 80 保険料 250 光熱水費 720 その他 220 計 29,570 |

【公募】新潟市ひまわりクラブ指定管理者申請者事業計画の比較（2）

| 項目 | 新潟県ビル管理協同組合 (竹尾、両川、東曽野木、曾野木、横越、小須戸) | 次点① |
|--|---|--|
| 1 団体の概要 ※累積損益はR5年3月末時点 | 設立 S51. 10. 30 累積損益 3, 522 千円 雇用人数 ①役員 40 人②正職員 615 人③非常勤等 2, 073 人 事業内容 組合員の警備業務の共同受注、建物サービス用具等の共同購買、放課後児童健全育成事業運営業務等の共同受注 等 | 設立 H6. 7. 21 累積損益 1, 654, 931 千円 雇用人数 ①役員 9 人②正職員 304 人③非常勤等 105 人 事業内容 社会福祉事業（特別養護老人ホーム、ケアハウス）、公益事業（居宅介護支援、生活支援体制整備事業） 等 |
| 2 基本方針 (1) 指定管理者に応募した動機・市の施策（施設の設置目的）に対する理解 (2) 基本理念・基本方針 (3) 類似事業の運営実績 | (1) 平成 28 年度より、新潟市ひまわりクラブ指定管理者として運営に従事。事業ならびに雇用の継続を追求し、地域コミュニティー形成の一役を担うことで、引き続き積極的な社会貢献を果たすために応募に至る。 (2) 基本理念：常に児童の健康と安全確保に配慮し、放課後の時間帯における家庭的機能の補完により、「生活の場」及び「遊び」を通して、児童の健全育成を図る。基本方針：児童の平等利用を確保し、安全管理、健康管理、情緒の安定を図る、クラブ活動を通じて、遊びの活動と学習への意欲形成ならびに自主性、社会性、創造性の向上を図る、保護者の子育て支援を図るとともに児童・保護者・地域・職員のニーズに即した管理運営に努める (3) H28. 4. 1～現在まで指定管理者として新潟市ひまわりクラブを運営（東曽野木・両川・横越第 1・横越第 2・西内野第 1・西内野第 2） H31. 4. 1～現在まで指定管理者として新潟市ひまわりクラブを運営（竹尾・関屋・曾野木・小須戸・西内野第 3） | (1) 当法人は地域の児童・保護者に安心安全で適切な生活・遊びの場を提供し、健全育成に寄与する事が地域に根差した当法人の使命と思い応募。地域での長年の経験を活かす。法人創立 30 年の実績と地域貢献。放課後児童健全育成事業 17 年の実績と意欲。社会福祉法人として多彩な専門職で対応、職員への研修体制の充実、職員の雇用形態の特徴、保護者や他法人運営事業所との協同強化。児童の健全育成への寄与、幼老総合ケアの取り組み、小学校との連携強化及び地域とのつながり。職員の就業先確保。 (2) 質の高いサービスの提供に努める。地域とともに歩み開かれた施設を目指す。創意と工夫の提案で経営の安定化に寄与する。家庭機能を補完し、安心・安全な生活の場を提供する。公の施設の指定管理者としてその責務を自覚し、管理運営に関する基本的事項を実践するとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう適切な運営を行う。放課後の時間帯において保護者の代わりとなり、家庭的機能を補完し適切な遊びや生活の場所を提供する。児童の発達段階に応じ、1 人 1 人の心身の状況を理解し、「思いやりと人の痛みがわかる子ども」の育成支援を行う。異年齢の集団を活かした屋内外での遊び、高齢者との関わり、交流をとおして、一人ひとりの子どもが人間として心豊かに成長できるように努める。地域財産を把握、理解し密接な連携を図り、児童・保護者の支援を行う。 (3) 老人デイサービスセンターの指定管理、新潟市地域包括支援センターの運営委託、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所等 |
| 3 運営組織 (1) 職員数・職員体制・勤務体制 (2) ワークライフバランス、誰もが働きやすい職場環境づくり | (1) 放課後児童支援員 常勤 28 名（8 クラブ 11 施設総数）、クラブ運営に即した適正な補助員配置、支援員については待遇改善による離職率低下、補助員については勤務の融通性等を確保し働き方の改善、職場環境及び労働環境の整備を推進、長期的に安定したクラブ運営の下地作りを実現。 (2) 職員満足度と顧客満足度は比例するもの = ワークライフバランスの積極的推進 → 経営戦略の一環として重要な位置づけ。 段階的なステップ：顧客満足度の向上に繋がるものと考え、経営戦略の一環と位置付けた取り組み、安心して働ける労働環境、風通しの良い職場環境の提供による職員満足度の向上、職員個々の積極的な能力開発を促し、就業意欲を喚起、新潟市ひまわりクラブの安定的かつ効率的な運営と高品質なサービスの維持向上を実現。取り組みと運用：年代や家族構成、ライフスタイル、個別のイベントに即した休暇制度や短時間勤務制度の設定ならびに積極的な利用促進、職員が安心して就業し、モチベーション向上に繋がる仕組みを人事制度からサポート、積極的なコミュニケーションの推進による意見交換、意見聴取からクラブが抱える様々な問題や課題を吸い上げ、全員で問題解決に向けた取り組みを実行。 | (1) 規定に準じ、支援単位数・児童数に準じた職員配置を適正に配置・勤務を行っている。配置職員以外に近隣（5 分～20 分圏内）に当法人施設が多数あり、補助職員のバックアップはもとより、有資格者（保育士・社会福祉士・幼児教諭・小中学校教員等）も数十名在籍している為、欠員や緊急時（災害・事故等）の対応を行う。 (2) 当法人では仕事と生活の調和の為、積極的に職員ファーストな改革を行っている。生活基盤の安定の為、正規雇用職員雇用を行い、1 クラブに 3 名の正職員を配置しており、市内トップクラスの体制を確保している。正規雇用職員が多く在籍している事で、業務や責任分散が可能で、ストレス軽減になっている。正規雇用職員雇用の為、1 日の就業時間を 8 時間とし、年間休日を 120 日以上+有給 5 日確保し、豊かな生活を送れるような体制作りを行っている。職員個々に応じて、働き方に柔軟性を持たせ、正職員雇用のままでの勤務制限（時短勤務やシフト固定等）の対応を可能とした規則や子育てや看護・介護等の個々の状況に柔軟に対応できるように顧問社労士や顧問弁護士を交えて『働きやすい職場委員会』を毎月開催し、日々改善を行っている。当法人は、『男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現』を積極的に推進する団体として、ハッピーパートナー企業に登録している。 |

【公募】新潟市ひまわりクラブ指定管理者申請者事業計画の比較（2）

| 項目 | 新潟県ビル管理協同組合 (竹尾、両川、東曾野木、曾野木、横越、小須戸) | 次点① |
|--|---|--|
| <p>(3) 人材確保 (主に市内居住者)、育成、研修に対する考え方及び内容</p> <p>(4) 個人情報の保護、コンプライアンスの取り組み</p> | <p>(3) 人材確保：児童の健全育成に情熱を持ち、子育て支援に対する理解を有する倫理観の高い人材確保(現行運営クラブにおいては全職員が継続勤務予定)。将来的な人材確保：現行クラブ在籍補助員等のキャリアUPによる支援員登用・補助員確保。クラブ職員のネットワークを活用した支援員・補助員確保。教職員や保育士退職者等の再雇用による人材確保(定年退職者や潜在資格者を対象)。地元居住者の採用促進(職員居住地への配慮)。</p> <p>人材育成：会議体の積み重ね～要望・課題の吸い上げ&共有～“現場の声”に応える「キャッチボール」の実現。クラブ単位、支援員、職員全体、運営事業者等、各カテゴリーの役割と目的に即した会議の開催ならびに運営への反映。職員の要望を最優先に捉え、「受けさせられる研修」ではなく「受けた研修」を実現。</p> <p>(4) 個人情報保護：指定管理者及びその職員は、その取り扱うべき個人情報の漏えい、滅失または棄損の防止その他の個人情報の安全管理のため、組織的、人的、物理的ならびに技術的な安全管理措置を講じなければならない。従事者に対する教育・訓練・監督の実施、パソコンデータ及び書類管理の徹底。</p> <p>コンプライアンス重視：指定管理者及びその職員は、関連するすべての法令に従い、利用者が権利の主体であるという認識を持ち、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重した運営を確実に行う。放課後児童クラブの社会的責任の達成と職場倫理向上のための取り組み、不適切保育の防止のための取り組み。</p> | <p>(3) ①新卒者採用(毎年4月1日入職)、②職員紹介制度を活用した紹介(適時入職)、③ハローワークへの求人広告掲載(適時入職)となっているが、現在の人材確保状況は、順調に行われており、人材確保済み。</p> <p>(4) 個人情報保護に関する規則に準じ、職員に周知徹底、研修を行う。社会福祉法人は性質上一般企業より高い倫理観を求められ、実行する責務を有しており、放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営を行っている。虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとし、職員に周知徹底・研修を行っている。ソーシャル・インクルージョンの考えの下、差別的扱いを無くし、全員が参画できる施設運営を行う。守秘義務、個人情報の適切な取り扱い・人権への配慮、職員による虐待・差別的扱い・ハラスメント規則・マニュアルを整備し、顧問弁護士/顧問社労士指導のもと委員会及び研修会を開催している。</p> |
| <p>4 運営全般</p> <p>(1) 運営全般に対する考え方及び支援内容</p> <p>(2) 利用者の平等なサービスの確保及びサービス向上のための具体的な取り組み</p> | <p>(1) 児童の人権と人格を最大限尊重すること、支援員等職員においては常に傾聴の姿勢を基本とし、子どもの年齢層による発達過程と個々の養育環境を十分に理解し、個別のかつ適正な育成支援を図ること基本とする。</p> <p>子どもが安心して生活できる場の提供：個々の子どもの発達段階を適切に見極め、意図的な働き掛けの実行。子ども同士の関係性を捉えながら、一人ひとりと集団全体のバランスを図る。発達途上の子どもが安心してひまわりクラブに通えるような意図的な働き掛け。放課後の栄養面や活方面から必要とされる適切なおやつ等の提供を行うとともに、食物アレルギーの有無等については事前の十分な調査により適切に配慮。</p> <p>(2) 利用者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重した運営。子どもや保護者の国籍や信条又は社会的身分による差別的な扱いは行わない。障がいの有無や配慮を必要とする子どもとその保護者に対しても差別的な扱いをせず、心情に寄り添った対応。サービス向上のための具体的取り組み：利用者からの要望または苦情の申し出に対しては、その内容をクラブならびに事業者において十分に精査し、迅速かつ真摯な対応を基本原則とする。利用者からの要望または意見を積極的に吸い上げるため、「意見箱」を設置、定期的な“利用者アンケート”により利用者ニーズを把握し、クラブ運営に反映させる。保護者参加型行事等により、直接的に保護者と触れ合うことでコミュニケーションを深め、一歩踏み込んだ利用者ニーズの吸い上げにより、クラブ運営に反映させる。クラブのおもちゃや図書については、子ども達の発達状況に応じて健全な団体生活が過ごせるよう最大限配慮した物品を配置、時々のニーズに応じた更新を検討。“お誕生日会”や“夏祭り”、“ハロウィン”、“クリスマス”といった季節に即したイベントの企画、保護者に感謝を伝えるための過ごし方など、多彩な行事を開催し、子どもたちにワクワク感を持たせ、『帰ってきたい！ひまわりクラブ』を実現。地域や公民館等による主催行事などには積極的に参加を検討し、子どもたちに地域社会や大人との関わりについて認識させるため、意図的な働き掛け。</p> | <p>(1) 児童の発達段階を理解し、個々の発達の過程に応じた綿密な対応を行い健全育成に努める。学年を超えたコミュニケーションや、クラブ内イベント、及びクラブ外活動(近隣保育園・高齢者施設訪問等)を通して、自立意識や他者理解等の社会性の発達のお手伝いを行う。各種訓練、外部学習(食育・防犯・体操等)を積極的に提供し、社会性(安全確保能力)の育成を行う。</p> <p>【低学年】「クラブ生活に慣れ、学年を超えた仲間作りを行う」</p> <p>【中学年】「自ら考え、意見を表現できる場面作りを行う」</p> <p>【高学年】「全体をまとめる力や他人を思いやる事ができる、自己管理能力の育成」</p> <p>(2) 利用者の平等な利用の確保について、「住民の平等利用の確保(公平性)」「施設利用の効率化(有効性)」「管理経費の縮減(経済性)」「管理を行う物的、人的能力の保有(安定性)」は指定管理者の基本的な使命と認識し、努めている。サービス向上に向けて環境整備は当然の事、職員の資質向上=サービスの向上と考えている。その為、毎月、クラブ単位でのチェックシート(支援員の具体的なチェック項目)を使用してのサービス内容確認・共有を行いチームとしてのサービス内容を評価し、年2回(9月、3月)に個々のチェックシート(「信頼される支援員」自己チェックシート)を使用して職員個々の評価をし、PDCAサイクルで確認・共有・改善を行い、サービス向上を行っている。また、毎年度末に次年度の目標設定を上長と行い、人事考課制度で達成率を考課し、自己研鑽に努めている。</p> |

【公募】新潟市ひまわりクラブ指定管理者申請者事業計画の比較（２）

| 項目 | 新潟県ビル管理協同組合 (竹尾、両川、東曾野木、曾野木、横越、小須戸) | 次点① |
|--|---|--|
| (3) 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギー・虐待など）に対する支援内容 | <p>(3) 障がいやアレルギーを有する子ども、医療的ケアが必要な子どもを持つ保護者は、子どもの成長に大きな不安を抱えていることから、支援員をはじめクラブ職員は、その心情を理解し、常に保護者に寄り添った対応を心掛けることが重要である。</p> <p>障がいを持つ子どもへの支援：保護者の心情を理解し、常に保護者に寄り添った対応を心掛けることが重要、子どもと保護者の立場に立ち、障がいの程度、発達状況等、個々の状況を的確に捉えた育成とより良い支援や問題の解決方法を検討。必要に応じ学校支援教諭（特別支援教育コーディネーター）との連携による適切な対応。</p> <p>医療的ケアが必要な子どもへの支援：確実な保護者との連絡体制の構築、医療機関との連携等、より綿密な連携体制の確立。職員の増員等、運営体制についても一歩踏み込んだ対応を検討。</p> <p>食物アレルギーを持つ子どもへの支援：“対応を誤れば生命の危険に直結する”との重大なリスクであることを職場全体で共有。保護者へのヒアリングを行うことで事前認知を徹底するとともに突然変異的発症に備え定期的に保護者との情報交換を徹底。対応すべき事例については、職場一体となり支援体制を統一的に確立。</p> <p>児童虐待の可能性のある子どもへの支援：児童虐待への認識と学び～児童虐待とはなにか？＝児童虐待の特徴把握 / 被害児童と加害保護者のそれぞれの特徴。支援員の役割～被害児童への対応：子どもとの信頼関係構築 / 信頼できる大人が傍にいないことを意識づけ。支援員の役割～保護者への対応：保護者との信頼関係構築 / 相談できる相手が傍にいないことを意識づけ。運営事業者の役割：適切な状況把握と分析ならびに対処方法の支援 / 関係機関との連携と支援員へのケア。</p> | <p>(3) ソーシャル・インクルージョンの考えの下、障がいのある児童も無い児童も、また、食物アレルギー等配慮を要する児童も、「ともに学び、ともに遊び、ともに育つ」を推進し、安心して安全に過ごせるよう運営する。法人内の看護師、管理栄養士、社会福祉士、嘱託医師、顧問弁護士、及び必要に応じて、法人外の専門的見識者からのアドバイスを受けて対応する。</p> |
| (4) 保護者との連携及び保護者への支援 | <p>(4) 保護者との連携：有効性の高い連携を図るため、日頃より保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。情報交換の手段として、連絡帳の活用、クラブ便りの発行、保護者会の開催を実施。保護者参加型行事の開催により、保護者の理解を高めコミュニケーションを深める。</p> <p>保護者への支援：子どもの放課後生活を継続的かつ安定的に保障し、親の働く権利と家族の生活を守る。様々な養育環境を抱える保護者に対して、その生活スタイルを肯定的に理解する。時には寄り添い、子育てに関する悩みに耳を傾けるなど有効性の高い支援。</p> | <p>(4) 日々のコミュニケーションを大切にし、保護者が相談しやすい雰囲気作りに努め、保護者・児童の自己決定を尊重した適切な連携・支援を行う。</p> |
| (5) 学校・地域との積極的連携 | <p>(5) 学校との連携：子どもの安全確保と健康に関する情報交換と共有。子ども同士のトラブルの相談、子どもの情緒に関する相談等。年間行事予定の交換等による双方による円滑な活動支援。学校施設の利用やクラブ施設の利用等に関する積極的な相互連携。職員緊急連絡先の交換等、緊急時連絡体制の確認と共有。</p> <p>地域との連携：子どもたちが地域の役割、地域とのつながりを認識できるよう意図的な働き掛け。地域からの理解と協力を得るため、積極的に地域行事へ参加。突発的な病気やケガ、事故等に備え日頃から地域の医療機関等との連携を図る。おやつ購入などは、可能な限り地域からの調達を心掛ける。子どもたちの希望に沿って、積極的にふれあいスクールと連携を図る。</p> | <p>(5) 日々の情報共有・連携に努め、犯罪や事故・災害から児童を守り、児童の状態や状況に応じた支援を行えるよう連携を行う。</p> |

【公募】新潟市ひまわりクラブ指定管理者申請者事業計画の比較（2）

| 項目 | 新潟県ビル管理協同組合 (竹尾、両川、東曾野木、曾野木、横越、小須戸) | 次点① |
|---|---|---|
| <p>(6) 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応方法</p> <p>(7) 効率的な運営による経費削減のための工夫</p> | <p>(6) 要望・苦情等への対応：事業者とひまわりクラブのそれぞれに苦情受付担当者を配置し、要望・苦情等の受付体制を明確かつ積極的に周知するとともに、対応手順や体制を整備し、解決責任担当者により常に迅速かつ真摯な対応を基本原則とし、その後の事業運営に取り込み、反映させるものとする。</p> <p>要望・苦情に対応するための仕組みと未然防止の取り組み：迅速かつ適切な対応が行なえるよう管理体制を整備・確立。保護者からの意見聴取手段として、連絡帳の活用、意見箱の設置、利用者アンケートの実施により、日頃から利用者ニーズの吸い上げと把握に努める。</p> <p>第三者委員の設置：要望・苦情等への対応・解決にあたっては有識者で構成された第三者委員を設置。客観性ならびに専門性を有し、利用者の立場に立った苦情解決のための助言を聴取し適切な対応に努める。</p> <p>事業運営への反映：発生した事例については、その要因と対応について検証を行い、教育訓練計画への展開と対応マニュアルの整備に反映させる。</p> <p>(7) 人件費：労働意欲やモチベーションの低下、人的資質低下を招くため、人件費の削減は行わない。勤務体制や配置状況の工夫による効率化の向上等による人件費総額の抑制に努める。</p> <p>需用費：快適性や衛生的環境を確保したうえ、施設の設置目的を損なわない範囲での節約を実行。消耗品購入については、11クラブ一括での購入によるコスト削減を実行。施設・設備点検の実施により、備品等の破損、突発的な修繕工事の発生を未然防止し、備品購入費、修繕費の削減に努める。簡易な修繕工事等は事業者によって行い、積極的に不用品の再利用に取り組みなど、需用費全般の経費削減を実行。</p> <p>委託料：施設の維持管理業務については、（一部業務を除き）事業者が直接的に業務を行うことにより、外部委託料の経費削減に努める。</p> <p>使用料：事務機器等の使用料については、一括のリース契約締結等により経費削減を実行。</p> <p>調達：適正な価格競争の裏付けを以って、可能な限り市内（区内）業者からの調達を心掛ける</p> | <p>(6) 受付担当者及び第三者委員会を設置し、要望・苦情の申し出方法・仕組みを、児童・保護者に周知する。苦情解決体制として、苦情解決統括者・苦情解決責任者・苦情受付担当者を任命し、解決を図る。児童・保護者が申しやすい環境・関係作りを日々行い、市とクラブで共有・連携し問題解決に向け、迅速かつ適切に対応する。</p> <p>また、頂いた要望・苦情は職員で共有し、事例の検討・情報収集・分析を行い再発防止に努める。</p> <p>(7) 『勤務体制及び考え方』『ワークライフバランスの推進や誰もが働きやすい職場環境づくりへの取り組み』のとおり、正規雇用職員を多く採用しておりますが、日/8 h勤務中2hをひまわりクラブ以外の業務を行い、人件費をひまわりクラブと他施設で案分負担している為、正規雇用職員を多く採用する事を可能となり、ひまわりクラブで正規雇用職員（8h勤務）を雇用するより全体で約400万円の削減を行っている。法人全体で一括購入できる備品は一括購入を行い、令和3～4年度は新型コロナウイルス感染対策備品（消毒用アルコール、フェイスガード、マスク、N95マスク、ディスボグローブ、抗原検査キット、PCR検査費用等）多くの備品を一括購入し経費削減の一助となった。</p> |
| <p>5 危機・維持管理</p> <p>(1) 事故防止、防災、防犯、虐待の見逃しなど防止のための措置</p> <p>(2) 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制</p> <p>(3) 施設管理に関する考え方及び内容</p> | <p>(1) 事故防止・防災・防犯のための措置：職員および事業者の共通認識として「事故と災害は常に隣り合わせである」、「子どもたちの安全確保が最優先である」との危機管理意識を徹底。</p> <p>事故防止・防災・防犯の取り組み：子どもたちの安全確保に万全を期すため、「緊急時対応マニュアル」、「リスク管理マニュアル」、「保健衛生マニュアル」の整備ならびに周知徹底。始業前のKYミーティングの実施及び定期的な防災訓練等の実践的訓練の開催。緊急連絡網の整備と職員への携帯義務付け。事故、災害、緊急時の対応の評価と再発防止への取り組み。「傷害・賠償・生産物対人賠償保険」加入、雇用形態に応じた各種社会保険への加入。定期健康診断受診により職員の労働衛生環境の整備。</p> <p>(2) 常に子どもたちの人命を預かっているという認識を持ち、あらゆる事故・災害・緊急時にあたっては、常に子どもたちの安全確保を最優先とし、各種危機管理マニュアルに則した適切かつ迅速な行動を取ることを心掛ける。「子どもたちの安全確保が最優先である」との意識付け。「緊急時対応マニュアル」、「事故・災害発生時の対応フローチャート」に則った迅速かつ適切な対応と役割分担の明確化。事故、災害、緊急時の対応の評価と改善による再発防止への取り組み。</p> <p>(3) 施設、設備、備品の定期点検及び防災訓練の実施。関係法令を遵守した定期的かつ的確な施設・設備点検等により、発生時の被害の未然防止ならびに被害を最小限に抑える。</p> | <p>(1) 不意な事故や災害・日常に潜む犯罪は、いつでも起こりうる事と考え、危機管理の意識を常に持ち、安全・安心で、また、迅速かつ適切な対応が可能となるように、職員個々に意識・情報共有を図り、各種マニュアルを作成し、準備及び訓練を行う。</p> <p>(2) 不意な事故や災害・日常に潜む犯罪は、いつでも起こりうる事と考え、危機管理の意識を常に持ち、安全で、安心できるひまわりクラブ運営に努める。事故や災害発生時には新潟市や関係各所と連携し、児童・職員の安全確保及び施設内外環境の安全確認を各種マニュアルに準じ迅速かつ適切に行う。また、非常事態発生直後等、新潟市・関係各所と連絡が取れない状況下では、児童・職員の安全確保最優先に行動する。</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者としてその責務を自覚し、管理運営に関する基本的事項を実践すると共に、ひまわりクラブの適切な運営を行う為、無理・無駄を無くし、「安心して過ごせる安全な居場所づくり」を実践できるよう、法人全体の能力・設備を駆使して施設管理を行う。</p> |

【公募】新潟市ひまわりクラブ指定管理者申請者事業計画の比較（２）

| 項目 | 新潟県ビル管理協同組合 (竹尾、両川、東曾野木、曾野木、横越、小須戸) | 次点① |
|-----------------|---|--|
| 収支計画 (単位：千円) | ※申請のあった８クラブ（11施設）分 【収入】 指定管理料 160,457 【支出】 人件費 137,929 報償費 66 旅費 66 需用費 4,546 光熱水費 7,300 役務費 3,480 委託料 2,230 備品購入費 1,000 使用料他 3,000 その他 840 計 160,457 | ※申請のあった２クラブ（２施設）分 【収入】 指定管理料 25,170 【支出】 人件費 22,828 光熱水費 852 修繕費 91 通信運搬費 351 委託料 120 保守料 79 その他事業費 837 その他事務費 12 計 25,170 |

【公募】新潟市ひまわりクラブ指定管理者申請者事業計画の比較（3）

| 項目 | 次点② | 次点③ | 次点④ |
|--|--|---|---|
| 1 団体の概要 ※累積損益は R5年3月末時点 | <p>設立 H26.8.25</p> <p>累積損益 0千円</p> <p>雇用人数 ①役員1人②正職員7人 ③非常勤等22人</p> <p>事業内容 保育園の運営</p> | <p>設立 H13.9.13</p> <p>累積損益 3,808,032千円</p> <p>雇用人数 ①役員42人②正職員1,939人 ③非常勤等2,789人</p> <p>事業内容 子育て支援、障がい者支援、高齢者 関連事業、若者自立支援 等</p> | <p>設立 H26.3.15</p> <p>累積損益 ▲27,058千円</p> <p>雇用人数 ①役員4人②正職員0人 ③非常勤等75人</p> <p>事業内容 学童保育事業、子育て支援事業、 習い事事業 等</p> |
| 2 基本方針 (1) 指定管理者 に応募した動機・市の施策 (施設の設置 目的)に対する 理解 (2) 基本理念・ 基本方針 (3) 類似事業の 運営実績 | <p>(1) これまで保育園および学童保育を運営してきた経験から、子どもが安心して過ごせる場、また自主性・社会性・主体性を育む場として、これまで私どもが手がけてきた自主プログラムと組み合わせることにより、ひとりひとりの子どもに寄り添った環境の構築が可能ではないかと思い指定管理者に応募した。今回応募したクラブは私どもの学童が全て送迎を出しているクラブである。</p> <p>(2) 基本理念：「子どもが、自らの輝きを見出し、まわりの人々を輝かせられるように集うひとりひとりが、持てるものを分かち合う場」 基本方針：「思いやりの心」「思いを表現する力」「本物とのふれあい」「主体的にチャレンジ」「聴く感性」</p> <p>(3) 企業主導型保育園、学童・アフタースクール</p> | <p>(1) 核家族化、女性の社会進出が当たり前になった現代の子育てを支えるのは、地域社会であり、我々放課後支援員なのではないかということを実感している。我々が運営する10館の児童館がある地域を中心に、モデルケースとして児童館と学童の連携を働きかけ、放課後の子ども達を学童・児童館職員が一体となって見守る形を模索したいと考え、応募させていただいた。</p> <p>(2) 基本理念：働く人をはじめ利用者や地域の人たちが連携しながら、主体者として運営に関わりながら、力を合わせ、助け合い、支え合って共に働くという共同労働の働き方により、仕事の創造と地域社会の振興に努める。 基本理念：「利用者との協同」「地域との協同」「働く者同士の協同」という3つの協同を大切に、働く仲間、利用者、家族、地域住民の垣根を超え一緒に地域の再生・まちづくりを目指す。</p> <p>(3) 新潟市において学童2か所・児童館10館・おや子広場3館</p> | <p>(1) 新潟市で子育て世帯が仕事と子育てを両立し、安定した所得を得るためには、ひまわりクラブの存在が必要不可欠。子どもたちが充実した児童期を過ごすことは、就労支援と共に新潟の未来を担う人材の育成や定住の促進にも繋がっていく。3クラブの管理運営を行なっていく中で、自分たちが大切に考えてきた理念や運営方針が、市の目指す豊かな社会の実現を目指していけるものだという実感を持ち始めている。地域全体の健全育成事業の質を高く底上げしていきたい。</p> <p>(2) 基本理念：自分で考え 自分で選択し 未来を創る力を育む 基本方針：子どもたちが自らクラブ運営をしていくひまわりクラブ</p> <p>(3) 学童保育・フリースクール、体験型総合学習、多胎支援 等</p> |
| 3 運営組織 (1) 職員数・職員 体制・勤務体制 (2) ワークライ フバランス、誰 もが働きやす い職場環境づ くり | <p>(1) 現状の保育園：役員1名、正職員7名、パート22名（常勤7名含） ひまわりクラブ職員：常勤職員13名、パート25名</p> <p>(2) 全職員へのタブレット配布&Google データベース活用を通じ、オンラインで子どもの状況、家庭の状況を共有をリアルタイムで行い、突発的に休んでもすぐに子どもの状況やその日の予定を共有できる体制を作る。また気づいたことや言いたいことを、シフト制で顔を合わせる機会が少ないため、オンラインですぐに共有できるようにする。</p> | <p>(1) 支援単位に応じた配置基準を遵守し、全職員が一体となった施設運営を行う。</p> <p>(2) 仕事と生活の調和を図ることを目的に、シフト制現場は「希望休日～有休とは別に休みたい日」を申告し、実施している。組合員は男女問わず、介護休暇、育休の取得、及び、時短勤務も積極的に取り入れる。働く女性の支援として、子連れ出勤を実現している現場もある。</p> | <p>(1) 条例で定められた配置を行う（放課後児童支援員：17人、補助員等：31人、その他：3人）。</p> <p>(2) 働き方や仕事の捉え方が変化する中で、多様な働き方の実践や職員の交流の促進、一人ひとりの意志を大切に組織づくりなど、永きに渡り職についてもらう工夫を行っている。</p> |

【公募】新潟市ひまわりクラブ指定管理者申請者事業計画の比較（3）

| 項目 | 次点② | 次点③ | 次点④ |
|---|---|--|---|
| <p>3 (3) 人材確保 (主に市内居住者)、育成、研修に対する考え及び内容</p> <p>(4) 個人情報の保護、コンプライアンスの取り組み</p> | <p>(3) 弊社からリーダー保育士を4名、保育補助を4名異動、保育計画・安全管理の観点から管轄を行う。また現在同拠点に勤務するリーダーの職員を最低1～2名雇用したい。また希望があれば現在の同拠点に勤務する補助員等についても引き続き雇用を継続できる方向で努める。</p> <p>弊社に在籍する児童発達支援士および支援学級担当職員（教員経験者）の指導のもと、事例検討を随時オンラインで行っていくことができるようにしていく。特に13～14時の時間帯は職員同士の事例検討を行う重要な時間と位置付けている。また職員全体に向けた合同研修を四半期に1回開催し、ヒヤリハットの分析・救命救急法・アレルギー対応・事故災害対応など知っておかなければならない知識を共有するとともに、発達特性の理解の研修・ABA・CBTなどの適応事例共有、保護者対応の方法などのワークショップを行う。職員の習熟度は年2回の代表および所属長による面談を通じて人事評価を行い数値化する。</p> <p>(4) 全体研修で全職員に個人情報の扱いについてのルールを徹底するとともに、人権への配慮・差別的扱いについては、その事実が隠蔽されない、思ったことを率直に言える風土がこれを一番に防止するため、チーム別の小規模MTGを毎週開催する。</p> | <p>(3) 話し合いを大事にし、それぞれの生活事情や得意を活かせる人を大事にする働き方をしている（実習生の受け入れから職員へ、他現場からの異動、I・Uターンの受け入れ、スーパービジョン（人材育成）の実施・充実）。</p> <p>(4) 個人情報の適切に取り扱い、内外の脅威から保護することが社会的責務と考え、個人情報の漏洩等の事故を起こさないための方策と取り組みを行う。本部に危機管理部を設け、現場の危機管理を会議・研修で徹底する。</p> | <p>(3) 若者が希望を持ち、未来を描くことのできる職場であるような働き方を導入し、求人活動と同時に地域の学生への普及活動を行っている。現場の状況に必要な内容の研修や、新採用研修、ミーティングによる日常的な事例研究等により育成を行う。</p> <p>(4) 誓約書への同意、個人情報や鍵の管理の徹底、子どもとの対話による人権配慮や職員間の風通しの良い関係構築による職場倫理の醸成とコンプライアンスの遵守に取り組んでいる。</p> |
| <p>4 運営全般</p> <p>(1) 運営全般に対する考え及び支援内容</p> <p>(2) 利用者の平等なサービスの確保及びサービス向上のための具体的な取り組み</p> | <p>(1) 「ひとりひとりが愛される」「主体的に取り組める」、「ひとつの大きな家族」の環境の中で、子どもが自らの気持ちを自由に表現し主体的に活動に関わっていけるよう、個々の発達を見極めながら児童のケアを行なっていく。低学年は発達段階に配慮しつつ安心できる環境を整えること、中学年は興味関心に思い切ってチャレンジできる環境を弊社の学童保育との連携や地域のリソースとともに構築していくこと、高学年は自己決定・主体性を尊重しつつ、年下の仲間や地域の方々ともに自らイベントを企画し実行していくグループリーダーとしての体験を持てるよう配慮する。</p> <p>(2) 体験会・ブログなどを通じて活動内容の周知を行い、公共性を担保するとともに、地域の特性として、ひとり親・共働きの確率がかなり高く、子どもに特別な習い事などの教育に通わせる余裕のない家庭も多く存在することを鑑み、弊社がすでに形成している、地域の各種学校の縦断的な音楽・ダンスを軸としたムーブメントを生かし、子どもが芸術やパフォーマンスといった分野で自分の可能性を見出し、自らが輝くことで周りを輝かせていくという体験を、イベント参加を通じて創出していく。</p> | <p>(1) 一人一人の子供を理解し、「安心」の土台を築く。子どもにわかりやすいメリハリのある生活。管理ではなく、話し合いとルール作りを大切に。思っていることが言え、受けとめあえる関係づくりを。一人ひとりの子どもの育ちと発達をよく捉えた援助を行う。</p> <p>(2) 施設の使い方についての丁寧な説明、ユニバーサルデザインを採用した利用案内の作成。独創的・魅力的な事業展開（地域へのお出かけ、季節に応じたイベント、児童館・健康センターなどの活用、地域の方へ子どもが制作した工作のプレゼントなど）。自主事業の実施（子どもが保護者をもてなす子どもカフェ、法人独自が開発した「あそびファクトリー」の活用、食育体験、「命の授業」など）。</p> | <p>(1) 子どもたち自身が選択できることを大切にしている。発達段階に応じて子ども自身が主体的に考えて活動することをサポートする。分割クラブや小学校の空き教室を複合的に活用し、目的に応じた空間づくりの実践や、地域の大人が外部講師やボランティアとして関わる体制づくりを行なっている。</p> <p>(2) 保護者アンケートの結果から傾向とニーズを分析し、運営に反映させている。ランチ会の実施や地域の学習塾との連携や、地域や別事業との連携による体験の充実、子どもたちの好きや嬉しいを起点にした活動の導入等を行なっている。</p> |

【公募】新潟市ひまわりクラブ指定管理者申請者事業計画の比較（3）

| 項目 | 次点② | 次点③ | 次点④ |
|--|--|---|---|
| (3) 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギー・虐待など）に対する支援内容 | (3) アレルギー対応についてはコドモン（児童管理 ICT）と連携し食器の色を変えるなどの確に対応する。障がい児については基本的にインクルージョンの考え方をベースにしつつも、他の児童のキャパシティや発達段階、職員体制なども総合的に鑑み、保護者との面談を通じ受け入れが可能かどうかを精査する。放課後デイサービスと併用する児童の場合は、該当サービスとの連携を特に密に図る。自社の発達支援士・保育士だけでなく、地域の保健師・外部の相談機関・巡回指導とも連携しながら相談できる体制を構築する。なお職員は機密保持に十分配慮し、外部機関への相談の際は保護者の同意を必須とする。 | (3) 障害のある児童に対して基本的には、ひまわりクラブに通う子どもと同じ環境で同じように生活していくが、状況によっては一人になれる場所やクールダウンできる場所を設け、落ち着いて生活できるように心掛ける。アレルギーなどの個別対応については入所前相談で保護者から子どもの状態をよく聞き、把握し、職員間で周知徹底を行う。 | (3) 入会時や日々のコミュニケーションや、関係機関との連携、フローやマニュアルの作成と活用、ブラッシュアップを日々行いながら支援にあたる。 |
| (4) 保護者との連携及び保護者への支援 | (4) 保護者との連携には弊社の保育園、学童保育で実績のあるコドモンを使用予定である。連絡帳のやりとりがリアルタイムでできる他、登所降所も保護者にリアルタイムにお知らせが可能である。また行事や全体連絡を遅滞なく直ちに保護者に周知可能である。集金・入金管理に関してもコドモン上で一括して管理することが出来、ペーパーレスで諸費集計から延長料金・引き落としまで一貫して手続きが可能、事務作業の大幅効率化に寄与する。保護者面談（希望制）を通じて悩み事を伺い、市町村・関係機関・民生委員・学校とも情報交換を行い、連携してサポートを行っていく。また保護者同士が気持ちを共有できる交流会を企画する。 | (4) 保護者の思いに寄り添いながら、子どもたちの成長と一緒に支えるパートナーとして向き合い、情報の共有や発信を通じて保護者との関係づくりを進める。また、習い事や学校行事への送り出しや長期休みには希望者に400円程度で弁当を提供する。 | (4) 個人懇談の実施、安心でんしょばとの積極活用による各種手続きの実施や説明会への動画の導入等によるデジタル化を行なっている。送迎や環境設定についての配慮し、工夫を行っている他、おやつや昼食提供に関わる取り組みも行っている。 |
| (5) 学校・地域との積極的連携 | (5) 弊社の代表は小学校のコミュニティスクール委員や評議員を兼ねており、小学校の子どもふれあいスクールと弊社の合同で子ども食堂を運営している関係から、各学校とは密接に連携をとり日頃の学童保育の運営を進めている。アプローチカリキュラムの検討会で、小学校と密接な連携をとりながら進めているので、引き続き同様の体制で臨みたい。 | (5) 学校との連携は密に行い、情報交換の場を設け、子どもたちの様子を伝えあい、見守っていく。地域には、そこに暮らす人々のしあわせを願って活動する、さまざまな社会資源が存在する。私たちは、地域住民及び他の施設・団体とともに手をつなげる大切なパートナーとして位置付けている。ふれあいスクールとの連携においては、ひまわりクラブの支援員が運営の補助をしたり、児童館と連携し、出張（移動）児童館を開催することで伸びやかな放課後を展開する。 | (5) 小学校：情報共有会の実施、空き教室の借用、用務員との協力体制 地域：ふれあいスクール運営への積極参加、ボランティア受け入れ、地域の子どもの関わり、学生団体との連携 |
| (6) 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応方法 | (6) キリスト教会の牧師を第三者委員とし、内部で苦情処理・記録・対策ができる体制が整っている。今後の学童クラブの運営においても、同様の体制で苦情処理を行っていく。 (7) 運営の7割を占める人件費をどうコントロールするかが経費削減の全てと言っても過言ではない。人材流出を防止するべく魅力ある職場作りを行う中で、女性が中心の職場となることから、子どもや家庭環境の変化によって就業時間が不規則になったり、急な休みが必要になったりすることが多いが、できるだけ常勤社員のみオペレーションに頼らず、そのような急な変化を当然のこととして職員全体が支え合えるような風土、およびICTを活用した情報共有体制を整える。また備品の予算管理・購入を稟議から購入まで4施設通じて一元化することで二重買いや遊具の融通など無駄なコストを大幅に削減する。 | (6) 要望の対応については利用者とのコミュニケーションを深め、利用者の意見を吸い上げる。苦情への対応については受けとめる姿勢を利用者に示し、苦情を言いやすい環境を作る。 (7) 常に節約を意識した設備の稼働を心がける。再委託している業務の経費交渉や業者選択を年度末に行うようにし、経費節減に努める。一体的運営による利点を生かし、経費節減に努める。 | (6) 保護者：苦情相談窓口、第三者委員会の設置と、内容に応じた関係機関との連携対応 職員：グループ会社の人事部との連携対応 事件・補償：グループ会社の顧問弁護士との相談対応 |
| (7) 効率的な運営による経費削減のための工夫 | (7) 常に節約を意識した設備の稼働を心がける。再委託している業務の経費交渉や業者選択を年度末に行うようにし、経費節減に努める。一体的運営による利点を生かし、経費節減に努める。 | (7) 日々の当たり前を見直し、効率的な運営を行っていくことで、光熱費や消耗品費、通信費等の削減に取り組んでいる。 | (7) 日々の当たり前を見直し、効率的な運営を行っていくことで、光熱費や消耗品費、通信費等の削減に取り組んでいる。 |

【公募】新潟市ひまわりクラブ指定管理者申請者事業計画の比較（3）

| 項目 | 次点② | 次点③ | 次点④ |
|--|---|--|--|
| <p>5 危機・維持管理</p> <p>(1) 事故防止、防災、防犯、虐待の見逃しなど防止のための措置</p> <p>(2) 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制</p> <p>(3) 施設管理に関する考え及び内容</p> | <p>(1) 保育園においてマニュアルが機能しているので同様のものを共有する。様々な困難を抱える子どもたちを扱ってきた経験から、職員の電話対応・訪問客対応の方法についても、虐待や不審者に対してどのように対応するかを研修で指導していく。防災については、地域によって災害に応じた避難経路が大きく異なることから、特性に鑑み年間訓練計画に策定する。子どもの登所・降所時の記録ログを園内で即時共有する中で、虐待などの疑いを見つけられるようにする。</p> <p>(2) 現在保育園で活用している事故対応マニュアルに準じる。怪我をした場合の通院判断・保護者への連絡・付き添いについては学童クラブの人員だけでは捌き切れない可能性がある所以他施設および本社とも連携し即時の対応を行う。即時の対応ができるように第3連絡先までを紙ファイルで常に控えておき、連絡先については定期的に確認を行う。所在確認が不徹底なことに起因する置き去り事故については、保育園同様、登所・降所のログ確認と、一定時間をたっても予定通りに来ない子どもの確認、外出時のおさんぽ日誌記録など、所在確認を徹底して行う。</p> <p>(3) 施設管理は①建物備品の維持管理②遊びの環境設定③安全性の担保の3つの要素がある。①毎日の安全点検を行い、4施設共通の業務担当が必要な修繕を行う。大規模修繕についても4施設の積立によりスケールメリットを生かし計画的に取り組む。②子ども積極的に取り組むことのできるスペース確保・遊具配置の環境設定を行う。1箇所常に全員が閉じこもらずに、施設外のリソースも活用しつつ楽しめる環境づくりを目指す。③保育園の看護師を中心としたヒヤリハット検討委員会が時間帯別・要因別に報告の分析を定期的に行い、このようなリスクを洗い出し自主的に危険を未然に防ぐ体制を整える。</p> | <p>(1) 事故の発生を防止するために日頃から環境整備に取り組む。危機管理マニュアルの周知徹底、避難訓練の実施。</p> <p>・虐待見逃し防止については子どもの気持ちを聞きとり、学校や担当課とも情報を共有する。また保護者への寄り添いにも注力し、保護者と子どもたちから信頼を得ることで防止と予防に向かっていく。</p> <p>(2) 大規模地震や火災に対する避難訓練を、児童と一緒に年2回行う。職員が役割分担を決め、火災や震度によってどのように対応するのかなどのシミュレーションをし、実行計画を作る。</p> <p>(3) 仕様書に則り管理。関係法令遵守し、法令に基づく点検の必ず実施。施設を安全かつ衛生的に保つ。施設の機能及び性能を保つ。合理的かつ効果的な維持保全の実施に努める。建物や設備機器等について点検を行い、劣化・損傷等の早期発見に努める。環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生及び省エネルギーに努める。</p> | <p>(1) 大人と子ども双方がリスクマネジメント力を高める。子どもや保護者、職員間の日頃のコミュニケーションや、日常的な施設点検・整備、各種機関との連携を行う。</p> <p>(2) 定期的な訓練の実施と、マニュアル・フローの作成と活用を行い、小学校と連携して対応にあたる。</p> <p>(3) 生活の場、遊びの場として、安心・安全な環境、設備、備品の整備、衛生管理を行う。今の子どもたちに適した備品、遊び環境の整備を行う。</p> |
| <p>収支計画 (単位：千円)</p> | <p>※申請のあった4クラブ（6施設）分</p> <p>【収入】</p> <p>指定管理料 81,601</p> <p>自主事業収入 10,497</p> <p>【支出】</p> <p>人件費 63,093</p> <p>外注費 3,600</p> <p>その他 25,405</p> <p>計 92,098</p> | <p>※申請のあった10クラブ（17施設）分</p> <p>【収入】</p> <p>指定管理料 231,290</p> <p>【支出】</p> <p>人件費 203,181</p> <p>需用費 1,575</p> <p>役務費 2,667</p> <p>委託料 2,236</p> <p>使用料・賃借料 4,937</p> <p>備品購入費 95</p> <p>光熱水費 3,995</p> <p>その他 12,604</p> <p>計 231,290</p> | <p>※申請のあった4クラブ（8施設）分</p> <p>【収入】</p> <p>指定管理料 106,143</p> <p>【支出】</p> <p>人件費 91,567</p> <p>報償費・旅費 200</p> <p>保険料 705</p> <p>需用費・役務費 5,407</p> <p>委託料・使用料・賃借料 3,764</p> <p>光熱水料 4,500</p> <p>計 106,143</p> |

【非公募】新潟市ひまわりクラブ指定管理者申請者事業計画の比較（４）

| 項目 | 山の下地区コミュニティ協議会 (山の下) | NPO 法人新潟市木戸地域コミュニティ協議会 木戸ひまわりクラブ運営委員会 (木戸) | 小林コミュニティ協議会 (小林) |
|--|--|---|--|
| 1 団体の概要 ※累積損益は R5年3月末時点 | <p>設立 H18.1.25</p> <p>累積損益 — 千円</p> <p>雇用人数 ①役員11名②正職員4人 ③非常勤等12人</p> <p>事業内容 まちづくり活動・自助・共助の活動の推進、施設の維持管理、こどもの見守りと健全育成(山の下ひまわりクラブの運営)</p> | <p>設立 H26.7.8</p> <p>累積損益 3,043千円</p> <p>雇用人数 ①役員9人②正職員4人 ③非常勤等17人</p> <p>事業内容 木戸ひまわりクラブの運営管理(H26.4.1～)</p> | <p>設立 H18.3.25</p> <p>累積損益 — 千円</p> <p>雇用人数 ①役員11人②正職員0人 ③非常勤等11人</p> <p>事業内容 地域の連携を深める活動の推進、管理施設の維持管理に関する業務、高齢者支えあい事業、小林ひまわりクラブの運営(R2.4.1～)</p> |
| 2 基本方針 (1) 指定管理者に応募した動機・市の施策(施設の設置目的)に対する理解 (2) 基本理念・基本方針 (3) 類似事業の運営実績 | <p>(1) 地域のこどもは地域で育てることを理念に、地域における昼間就労等により保護者が家庭に居ない児童の生活及び遊びの場の提供。児童の自主性・創造性・主体性を育む健全育成事業の推進を図りたい。</p> <p>(2) 児童の安全確保・生活の場及び遊びの場の提供を通じた健全育成を図る。児童の健康と安全管理及び情緒の安定。遊びの活動と学習への意欲形成。自主性、社会性と創造性向上。保護者への子育て支援。</p> <p>(3) 山の下ひまわりクラブの運営(H26.4.1～)</p> | <p>(1) 当団体の母体である木戸コミ協は、地域の問題について関係機関・団体と一緒に活動しており、その経験を活かしてひまわりクラブの運営ができるものとして応募した。当団体は、これを継承するものである。</p> <p>(2) 児童の安全確保。生活の場と遊びをととした健全育成を図る。</p> <p>(3) 木戸コミュニティセンター、木戸公民館(運営母体の木戸コミ協)</p> | <p>(1) 近年の共働き、核家族化に伴い就労支援として地域の学童保育の要望が強くなり、また、児童の居場所として今後益々必要性が高くなる。</p> <p>(2) 基本理念: 放課後児童が安心安全に過ごすことのできる場を提供し、健やかな成長を育むこと。基本方針: 児童自らの意欲・自主性を尊重する。発達や状況に応じた柔軟な育成支援を行う。安心して過ごせる居場所づくりを行う。個々の気持ちに寄り添う支援を行う。</p> <p>(3) こぼっ子クラブ(H26年4月～R2年3月)</p> |
| 3 運営組織 (1) 職員数・職員体制・勤務体制 (2) ワークライフバランス、誰もが働きやすい職場環境づくり (3) 人材確保(主に市内居住者)、育成、研修に対する考え方及び内容 (4) 個人情報の保護、コンプライアンスの取り組み | <p>(1) 条例で定められた配置を行う(支援員2名、補助員5名)。</p> <p>(2) 有給休暇を時間単位で取得可能とし、家庭と仕事の両立を図っている。</p> <p>(3) 新規採用は主に区内居住者を中心に進めたいと考えている。研修会は全ての支援員を対象としている。</p> <p>(4) 個人情報記載の書類関係は鍵付きの書庫に保管し、クラブ内で知り得た情報は外部に漏らすことの無いよう指導している。</p> | <p>(1) 条例で定められた配置を行う(支援員4名、補助員7名)。</p> <p>(2) 所定休暇の取得推進、情報の共有化(報告・連絡・相談の迅速化と徹底)。</p> <p>(3) 地域団体の長所を生かし、可能な限り近隣者の雇用。職員、知人の紹介、地域へ向けた職員募集の回覧。</p> <p>(4) 定期的にミーティングで規則の確認をし、行動規範についても定期的にチェックを行う。</p> | <p>(1) 条例で定められた配置を行う(支援員5名、補助員2名)。</p> <p>(2) 職員が心身共に健康かつ充実感を感じながら勤務できるよう、有給休暇取得促進、長時間労働削減のための職員体制、学童保育部会の設置(労働に関する相談受付)。</p> <p>(3) 地域に職員募集のチラシを全戸配布する。長期休業時には、学校支援員の協力を要請する。</p> <p>(4) 在職中及び退職後も個人情報保護の遵守について就業規則に定める。関係法令順守、職場倫理の定め、日常の対話、報告を遂行する。</p> |

【非公募】新潟市ひまわりクラブ指定管理者申請者事業計画の比較（４）

| 項目 | 山の下地区コミュニティ協議会 (山の下) | NPO 法人新潟市木戸地域コミュニティ協議会 木戸ひまわりクラブ運営委員会 (木戸) | 小林コミュニティ協議会 (小林) |
|---|---|--|--|
| <p>4 運営全般 (1) 運営全般に対する考え方及び支援内容 (2) 利用者の平等なサービスの確保及びサービス向上のための具体的な取り組み (3) 配慮を要する児童（障がい児・医療的ケア児・アレルギー・虐待など）に対する支援内容 (4) 保護者との連携及び保護者への支援 (5) 学校・地域との積極的連携 (6) 第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応方法 (7) 効率的な運営による経費削減のための工夫</p> | <p>(1) 児童の尊厳を守り傾聴の姿勢を基本に、個別且つ適正な育成を図る。 (2) 入退管理システムの導入。サービスや利用上の注意点の変更などは全利用者へ通知している。 (3) 児童にとって最善の方法を保護者・学校・クラブで協議し、その内容を共有して支援を行う。 (4) 対面、電話、連絡帳、入退管理システムなどで日々変化する児童の配慮や利用の有無の連絡を密にしている。クラブ便りを月1回発行し、クラブでの児童の様子や持ち物の案内、代休日等の出欠確認を行っている。問題行動などで子育てに悩む保護者には児童や保護者の良い所を褒めて自信をつけてもらい、早期解決を図っている。 (5) 学校長・学級担任との情報共有を密接に行い、様々な場面で見せる児童の顔を共有しながら連携を図り、児童のより良い成長を促すようにしている。 (6) 苦情受付、報告書の作成、苦情責任者へ報告、関係機関と協議、必要に応じて第三者委員会へ報告。 (7) 軽微な修繕は事務局で対応。専門的な内容は相見積もりを取り発注する。</p> | <p>(1) 個の尊厳を守り傾聴の姿勢を基本に理解と安心を与える育成を図る。支援員は、子どもから慕われることは勿論、固有の人間として日常の生活態度を律し尊敬される頼られる存在となるよう適正な支援を図る。 (2) ひまわりクラブの玄関に「ご意見箱」を設置し、保護者、児童からの要望があれば活用。でんしょばとツールや電話等で随時相談ができるような体制化。 (3) 保護者からの十分な情報提供、支援員間での迅速なる情報把握と対応相談。 (4) 保護者に対して当日クラブ内の報告と保護者からの連絡聴取、定期的な保護者会開催、保護者からの要望（長期休暇における弁当提供等）聴取。 (5) 学校とクラブ間の情報交換（地域教育コーディネーター）、木戸ふれあいスクールとの連携、木戸コミセン施設の利用（木戸コミ協）。 (6) 「木戸ひまわりクラブ苦情解決制度実施要領」に基づいた対応。 (7) 人件費の削減（不要な超過勤務防止）、光熱費、事務用品費の削減。</p> | <p>(1) 児童の大切な発達の時期の支援に携わっている。発達段階に応じて個々の能力や個性を尊重し、社会性の育成に心がける。 (2) 下校時刻の遅い姉と下校希望する場合学校と相談し対応する。全ての入会希望者が、平等に利用できるよう校内の場のスムーズな提供を実現するために、学校ボランティアへの参加等、学校とのコミュニケーションを大切にしている。 (3) アレルギー児童の保護者との面談による詳細な情報共有。虐待の疑いに関して関係機関との連携、情報共有、当該児童の心のケア。 (4) クラブ、家庭、学校での児童の様子についての会話、面談の実施。保護者の負担軽減の為長期休業中の弁当業者への配達依頼検討。 (5) 学校ボランティアやCS等の参加で学校との会話の促進。地域文化祭参加。自主防災会、警察と連携し災害時の避難訓練、不審者対応訓練実施。 (6) 要望・苦情への傾聴、速やかな対応。第三者委員は前校長・有識者に依頼。入会のしおりで保護者に周知。 (7) 時間帯による職員の適正配置、備品・消耗品の計画的購入。</p> |
| <p>5 危機・維持管理 (1) 事故防止、防災、防犯、虐待の見逃しなど防止のための措置 (2) 事故、災害、緊急時の迅速な対応及び体制 (3) 施設管理に関する考え方及び内容</p> | <p>(1) 施設設備を毎日点検し危険な箇所がないかチェックしている。避難訓練・防災訓練の実施。出入口を常時施錠、職員を配置。ココソムの導入。虐待の早期発見に努める。 (2) 危機管理マニュアルを作成し、事故・災害・緊急時の対応に対応する。 (3) 安全面と衛生面に配慮し、子どもが安心して生活を送れる施設とする。</p> | <p>(1)・(2) 「木戸ひまわりクラブの危機管理」マニュアルに基づいた対応。 (3) 随時点検を行い、児童の安定した生活の場を確保する。</p> | <p>(1) 児童の思いがけない行動を予測し速やかに危険因子の除去・改善・児童への指導・安全点検で確認改善、職員間の情報共有。虐待見逃し防止のために児童の観察、家庭環境の把握、関係機関との連携。 (2) 事故等緊急時は対象児童の速やかな適切な処置対応、他の児童の安全確保、保護者への連絡、救急の要請等俊敏な対応。AEDの設置、年1回の救命講習の受講。 (3) 設備、備品等の安全点検、清掃消毒等の衛生管理。健全な遊びを提供するための玩具・備品・材料等の確保。</p> |
| <p>収支計画 (単位：千円)</p> | <p>※申請のあった1クラブ（1施設）分</p> <p>【収入】 指定管理料 12,700</p> <p>【支出】 人件費 11,414 旅費 16 需用費 300 役務費 72 委託料 74 備品購入費 100 水光熱費 20 その他経費 704</p> <p>計 12,700</p> | <p>※申請のあった1クラブ（2施設）分</p> <p>【収入】 指定管理料 21,641</p> <p>【支出】 人件費 19,369 事務費 1,363 管理費 379 備品購入費 60 保険料 15 その他 455</p> <p>計 21,641</p> | <p>※申請のあった1クラブ（1施設）分</p> <p>【収入】 指定管理料 12,571</p> <p>【支出】 人件費 11,414 管理費 1,087 備品購入費 50 その他 20</p> <p>計 12,571</p> |